02核管東第066号 令和2年 9月28日

原子力規制委員会 殿

東京都台東区東上野一丁目 28 番 9 号 公益財団法人核物質管理 理事長 下 村 和

公益財団法人核物質管理センター東海保障措置センター 核燃料物質使用施設等保安規定の変更認可申請について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 57 第 1 項に基づき、公益財団法人核物質管理センター東海保障措置センター核燃料物質使用施設等保安規定の変更認可を別紙のとおり申請いたします。

東海保障措置センター核燃料物質使用施設等保安規定の変更認可申請について

1. 変更の理由

- 1) 「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律」(平成29年 法律第15号)の一部の施行により、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(昭和32年 法律第166号)及び関連規則が一部改正又は制定されたことに伴い、下記(1)から(3)に係る事項を保安規定に反映するため。
 - (1) 品質管理に関する要求の拡大等の施設の安全性向上に資する措置に伴い、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」(令和2年原子力規制委員会規則第2号)が制定されたことから、品質マネジメントシステムに関する事項を変更する。
 - (2) 原子力事業者等に対する検査制度の見直しに伴い、使用等施設の保全のために行う設計、工事、巡視、点検、検査その他の施設の管理(施設管理) に関する事項を追加するとともに、関連する事項を変更する。
 - (3) その他「核燃料物質の使用等に関する規則」(昭和32年 総理府令第84号)、「使用施設等における保安規定の審査基準」(原規研発第1311275号)等の改正に伴い、関連する事項を変更する。
- 2) その他、記載の適正化等の所要の見直しのため。

2. 変更の内容

公益財団法人核物質管理センター東海保障措置センター核燃料物質使用施設等保安規定の一部を別添「新旧対照表」のとおり変更する。

3. 施行期日

この規定は、原子力規制委員会の認可日以降、理事長が別に定める日から施行する。

以上

	· 利口科思教	
改正前	改正後	備考
東海保障措置センター 核燃料物質使用施設等保安規定	東海保障措置センター 核燃料物質使用施設等保安規定	
平成30年7月	<u>令和 年 月</u>	改訂年月の変更
公益財団法人 核物質管理センター	公益財団法人 核物質管理センター	

別添

改正前	改正後	備考
東海保障措置センター核燃料物質使用施設等保安規定	東海保障措置センター核燃料物質使用施設等保安規定	
6 3 達第 4 号 昭和 6 3	6 3 達第 4 号 1 0 月 2 5 日 昭和 6 3 年 1 0 月 2 5	日
昭和6 2 年 1 1 月 5 日 6 2 達第 2 号 昭和6 3 年 3 月 1 3 日 6 日 6 2 達第 4 号 昭和6 3 年 1 0 月 2 5 日 6 2 達第 6 号 昭和6 3 年 1 0 月 2 5 日 6 3 達第 4 号 平成 元年 1 0 月 2 7 日 0 1 達第 4 号 平成 2 年 3 月 1 3 日 0 2 達第 8 号 平成 2 年 3 月 1 5 日 0 1 達第 8 号 平成 1 0 年 6 月 8 日 1 0 2 達第 8 号 平成 1 0 年 6 月 8 日 1 0 2 達第 1 号 平成 1 3 年 9 月 1 日 1 2 達第 1 7 号 平成 1 3 年 9 月 1 日 1 2 達第 1 7 号 平成 1 3 年 9 月 1 日 1 5 達第 1 号 平成 1 5 年 9 月 1 日 1 5 達第 4 号 平成 1 5 年 9 月 1 日 1 5 達第 1 号 平成 1 5 年 9 月 1 日 1 5 達第 4 号 平成 1 5 年 9 月 1 日 1 5 達第 4 号 平成 1 5 年 9 月 1 日 1 5 達第 1 号 平成 1 5 年 9 月 1 日 1 5 達第 4 号 平成 1 5 年 9 月 1 日 1 5 達第 4 号 平成 1 5 年 9 月 1 日 1 5 達第 4 号 平成 1 5 年 9 月 1 日 1 5 達第 4 号 平成 2 4 年 8 月 3 0 日 1 8 達第 1 4 号 平成 2 2 年 1 0 月 1 日 2 3 達第 8 号 平成 2 4 年 8 月 3 1 日 2 4 達第 8 号 平成 2 4 年 8 月 3 1 日 2 4 達第 5 号 平成 2 4 年 8 月 3 1 日 2 4 達第 5 号 平成 2 5 年 1 1 月 1 3 日 2 6 達第 5 号 平成 2 6 年 1 1 月 1 3 日 2 6 達第 5 号 平成 2 8 年 3 月 3 1 日 2 7 達第 8 号 平成 2 8 年 3 月 3 1 日 2 7 達第 8 号 平成 2 8 年 6 月 2 8 日 3 0 達第 2 号 平成 2 9 年 6 月 2 8 日 3 0 達第 2 号 平成 2 6 年 1 1 月 1 3 日 2 6 達第 5 号 平成 2 6 年 1 1 月 1 3 日 2 6 達第 5 号 平成 2 6 年 1 1 月 1 3 日 2 6 達第 5 号 平成 2 6 年 1 1 月 1 3 日 2 6 達第 5 号 平成 2 6 年 1 1 月 1 3 日 2 6 達第 5 号 平成 2 6 年 1 1 月 1 3 日 2 6 達第 5 号 平成 2 6 年 1 1 月 1 3 日 2 6 達第 5 号 平成 2 6 年 1 1 月 1 3 日 2 6 達 第 5 号 平成 2 6 年 1 1 月 1 3 日 2 6 E	四和634年 2月27日 53 26 2 5 8 3 2 8 3 2 8 3 2 8 3 2 8 3 2 8 3 2 8 8 9 8 8 9 8 4 8 6 3 4 5 1 8 1 8 2 8 9 8 9 8 4 8 6 3 4 5 1 8 1 8 2 8 9 8 9 8 9 8 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9	文書番号の追加

別添

	改正前		改正後	備考
	目 次		目次	
第1章	総則 (第1条-第4条)	第1章	総則 (第1条-第4条)	法令改正等に伴う章タ
第2章	保安管理組織 (第 5 条-第 10 条) 3	第2章	保安管理組織 (第 5 条 – 第 10 条) · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	イトルの変更及び追加
第3章	保安教育(第 11 条 – 第 14 条)・・・・・・・・・・・・・5	第3章	保安教育(第 11 条-第 14 条)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第4章	保安上特に管理を必要とする設備の操作(第 15 条-第 24 条)・・・・・・・・6	第4章	保安上特に管理を必要とする設備の操作(第 15 条-第 24 条)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第5章	管理区域等の管理(第 25 条-第 36 条)・・・・・・・・・・・8	第5章	管理区域等の管理(第 25 条-第 36 条)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第6章	放射線測定(第 37 条-第 40 条)1	第6章	放射線測定(第 37 条-第 40 条) · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
第7章	保守 管理(第 41 条-第 43 条)·······················13	第7章	<u>施設</u> 管理(第 41 条-第 43 条 <u>の 2</u>)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第8章	核燃料物質の <mark>受渡し</mark> 、貯蔵、運搬(第 44 条-第 48 条)・・・・・・・・・14	第8章	核燃料物質の <mark>受払い</mark> 、貯蔵、運搬(第 44 条-第 48 条)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第9章	放射性廃棄物の管理(第 49 条-第 53 条)・・・・・・・・・・・・・16	第9章	放射性廃棄物の管理(第 49 条-第 53 条)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第 10 章	非常時 <u>の措置</u> (第 54 条-第 62 条)・・・・・・・・・・・・・・・・・18	第 10 章	非常 <u>の場合に講ずべき処置</u> (第 54 条-第 62 条)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第 11 章	品質 <mark>保証</mark> (第 63 条-第 <u>70</u> 条)・・・・・・・・・・・・・・・・・20	第 11 章	品質 <u>マネジメントシステム</u> (第 63 条-第 <u>68</u> 条)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		第 12 章	情報の共有及び公開(第 69 条-第 70 条)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第 1 <u>2</u> 章	記録及び報告(第 71 条-第 73 条)・・・・・・・・・・・・・23	第 1 <u>3</u> 章	記録及び報告 (第 71 条 - 第 73 条) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
附則	24	附則		

改正前	改正後	備考
第1章 総 則	第1章総則	
に基づき、核燃料物質等の使用施設等において、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の 使用、廃棄及び保管(以下、「取扱」という。)並びに運搬(以下、取扱及び運搬を「使用等」という。)	よって汚染された物の使用、廃棄及び保管(以下、「取扱」という。)並びに運搬(以下、取扱及び運	記載の適正化
に係る保安について定め、もってこれらに関する災害を防止することを目的とする。 2 前項の目的を達成するため、この規定に定められた事項を遵守し、品質保証の考えのもとに保安活動を実施する。	理センター東海保障措置センター(以下、「東海センター」という。)の保安活動を実施する。 <u>なお、</u> 東海センターの品質マネジメントシステムは、使用施設等において実施する保安活動に適用する。	基本方針を新設し、品質マネジメントシステム及び ALARA の精神に則って保安活動を行うことを追加
(適用範囲) 第2条 この規定は、 <u>公益財団法人核物質管理センター東海保障措置センター(以下、「</u> 東海センター <u>」という。)</u> において、次に掲げる使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設(以下、「使用施設等」という。)	2 国際放射線防護委員会 (ICRP) が 1977 年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念 (ALARA: as low as reasonably achievable) の精神に則り、保安活動を実施する。(適用範囲)第2条 この規定は、東海センターにおいて、次に掲げる使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設(以下、「使用施設等」という。) の保安に係る運用に関して適用する。	
の保安に係る運用に関して適用する。 (1)保障措置分析棟 (2)開発試験棟 (3)新分析棟 2 使用施設等は、別表第1に掲げる本体施設、保安設備及び放射線管理設備に区分する。	(1)保障措置分析棟(2)開発試験棟(3)新分析棟2使用施設等は、別表第1に掲げる本体施設、保安設備及び放射線管理設備に区分する。	
(定義) 第3条 この規定において、それぞれ当該条項に掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。 (1)「核燃料物質等」とは、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物をいう。 (2)「職員等」とは、公益財団法人核物質管理センターの役員、職員、参事及び契約職員の内、東 海センター <u>で業務</u> を行う者をいう。	(定義) 第3条 この規定において、それぞれ当該条項に掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。 (1)「核燃料物質等」とは、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物をいう。 (2)「職員等」とは、公益財団法人核物質管理センターの役員、職員、参事及び契約職員の内、東 海センター <u>の保安活動</u> を行う者をいう。	事項、使用施設等の施
 (3)「グローブボックス等作業従事者」とは、ホットセル、グローブボックスを操作する者であって、当該設備・機器を安全に操作する能力を有すると認められた放射線業務従事者の中から分析課長が指名した者をいう。 (4)「放射線業務従事者」とは、核燃料物質等の使用等又はこれらに付随する業務に従事する者であって、管理区域に立ち入る者をいう。 (5)「一時立入者」とは、放射線業務従事者以外の者であって、管理区域に一時的に立ち入る者をいう。 (6)「放射線業務従事者等」とは、放射線業務従事者及び一時立入者をいう。 (7)「緊急作業」とは、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示(以下、「線量告示」という。)第7条に定める線量限度が適用されるものをいう。 	あって、管理区域に立ち入る者をいう。 (4)「グローブボックス等作業従事者」とは、ホットセル、グローブボックスを操作する者であって、当該設備・機器を安全に操作する能力を有すると認められた放射線業務従事者の中から分析課長が指名した者をいう。 (5)「一時立入者」とは、放射線業務従事者以外の者であって、管理区域に一時的に立ち入る者をいう。 (6)「放射線業務従事者等」とは、放射線業務従事者及び一時立入者をいう。 (7)「緊急作業」とは、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線	記載の適正化(記載の順番変更)
(8)「保安活動」とは、 <u>原子力の保安のために必要な措置をいう。</u>	(8)「保安活動」とは、 <u>東海センターの使用施設等の保安のための業務として行われる一切の活動をいう。</u>	記載の適正化(使用規 則第1条第2項第4号

改正前	改正後	備考
		の定義に変更)
(9)「品質保証活動」とは、保安のために必要な措置を体系的に実施することにより、原子力の安全を確保するための活動をいう。	【削除】	品質管理基準規則の制 定に伴い、品質保証活 動を削除
(<u>10</u>)「各課長」とは、分析課長、検査課長、安全管理課長及び管理課長をいう。	(9)「各課長」とは、分析課長、検査課長、安全管理課長及び管理課長をいう。 (10)「施設管理」とは、使用施設等の保全のために行う設計、工事、巡視、点検、検査その他の施設の管理をいう。 (11)「使用前検査」とは、法第55条の2第1項に基づき、東海センターが行う検査をいう。 (12)「不適合」とは、要求事項に適合していないことをいう。 (13)「プロセス」とは、意図した結果を生み出すための相互に関連し、又は作用する一連の活動及び手順をいう。	法令改正で新設された 用語の定義を追記
	(14)「品質マネジメントシステム」とは、保安活動の計画、実施、評価及び改善に関し、東海センターが自らの組織の管理監督を行うための仕組みをいう。 (15)「原子力の安全のためのリーダーシップ」とは、原子力の安全を確保することの重要性を認識し、組織の品質方針及び品質目標を定めて職員等がこれらを達成すること並びに組織の安全文化のあるべき姿を定めて職員等が健全な安全文化を育成し、及び維持することに主体的に取り組むことができるよう先導的な役割を果たす能力をいう。 (16)「是正処置」とは、不適合その他の事象の原因を除去し、その再発を防止するために講ずる措置をいう。 (17)「未然防止処置」とは、原子力施設その他の施設における不適合その他の事象から得られた知見を踏まえて、東海センターで起こり得る不適合の発生を防止するために講ずる措置をいう。 (18)「一般産業用工業品」とは、原子力施設の安全機能に係る機器、構造物及びシステム並びにそ	
	れらの部品(以下「機器等」という。)であって、専ら原子力施設において用いるために設計開発及び製造されたもの以外の工業品をいう。 (19)「妥当性確認」とは、東海センターの保安のための業務に係る品質管理に関して、機器等又は保安活動を構成する個別の業務(以下「個別業務」という。)及びプロセスが実際の使用環境又は活動において要求事項に適合していることを確認することをいう。	
第4条 変更なし ※省略	第4条 変更なし ※省略	
第2章 保安管理組織	第2章 保安管理組織	
(保安に関する組織) 第5条 使用施設等 <u>に係る保安及び品質保証</u> に関する組織は、 <u>それぞれ</u> 別図第1 <u>及び別図第1-1</u> に掲げるとおりとする。	(保安に関する組織) 第5条 使用施設等 <u>に係る保安活動</u> に関する組織は、別図第1に掲げるとおりとする。	法令改正(品質マネジ メントシステムに係る 事項の追加)に伴う用 語の変更、所要の見直 し(組織図の集約、記 載の適正化等)
(職務) 第6条 使用施設等の保安に関する各職位と職務は、次のとおりとする。 (1) <u>公益財団法人核物質管理センター理事長</u> は、東海センターに係る使用施設等 <u>に係る</u> 保安 <u>上の</u> 業	(職務) 第6条 使用施設等の保安に関する各職位と職務は、次のとおりとする。 (1)理事長は、東海センターに係る <mark>保安</mark> 活動を総理する。	法令改正(品質マネジメントシステムに係る 事項の追加)に伴う用

新旧対照表		別添
改正前	改正後	備考
務及び品質 <mark>保証</mark> 活動を総理する。		語の変更、所要の見直
(2) 所長は、東海センターに係る保安<u>上の</u>業務及び品質<mark>保証</mark>活動を総括する。(3) 東海検査部長は、保障措置分析棟、開発試験棟及び新分析棟に係る本体施設の保安<u>上の</u>業務並びに品質保証活動を統括する。	(2) 所長は、東海センターに係る保安活動を総括する。(3) 東海検査部長は、保障措置分析棟、開発試験棟及び新分析棟に係る本体施設の保安活動を統括する。	し(記載の適正化等)
(4)分析課長は、保障措置分析棟、開発試験棟及び新分析棟に係る本体施設の維持・保守、核燃料物質等の使用等に係る保安 <u>上の</u> 業務並びにそれらに係る品質 <u>保証</u> 活動を行う。		
(5)検査課長は、新分析棟データ処理調整較正室で行う検査機器の調整・較正に係る業務及びそれ らに係る品質 <mark>保証</mark> 活動を行う。	(5)検査課長は、新分析棟データ処理調整較正室で行う保障措置検査機器の調整・較正に係る保安 活動を行う。	
(6)安全管理課長は、放射線管理、使用施設等の保安設備及び放射線管理設備の維持・保守に係る 保安上の業務並びにそれらに係る品質保証活動を行う。	(6) 安全管理課長は、放射線管理、使用施設等の保安設備及び放射線管理設備の維持・保守に係る 保安活動を行う。	
(7)管理課長は、周辺監視区域の維持管理、外部機関への通報連絡、その他分析課長、検査課長及び安全管理課長の業務以外の業務並びにそれらに係る品質保証活動を行う。	(7)管理課長は、周辺監視区域の維持管理、外部機関への通報連絡、その他分析課長、検査課長及び安全管理課長の業務以外の保安活動を行う。	
(8) <u>品質保証責任者</u> は、 <u>所長</u> の命を受けて、東海センターの <u>品質保証に係る業務を総括する。</u>	(8) <u>品質マネジメントシステム管理責任者</u> は、 <u>理事長</u> の命を受けて、東海センターの <u>品質マネジメ</u> ントシステムに係る活動を管理する。	
(9) <u>品質保証監査組織は、品質保証責任者の命を受け</u> 内部監査を行う。	(9) <u>内部監査組織は、品質マネジメントシステム管理責任者の下に</u> 内部監査を行う。	
(核燃料取扱主務者の選任)	(核燃料取扱主務者の選任)	記載の適正化
第7条 所長は、使用施設等に係る核燃料物質等の取扱いに関する保安の監督を行わせるため、 <mark>核燃料 取扱主務者を</mark> 原則として核燃料取扱主任者免状または第1種放射線取扱主任者免状を有する者のう	第7条 所長は、使用施設等に係る核燃料物質等の取扱いに関する保安の監督を行わせるため、原則と して核燃料取扱主任者免状 <u>又は</u> 第 1 種放射線取扱主任者免状を有する者のうちから、 <mark>核燃料取扱主</mark>	
ちから、あらかじめ選任する。	務者をあらかじめ選任する。	
2 所長は、核燃料取扱主務者の代理者を原則として核燃料取扱主任者免状または第1種放射線取扱主		
任者免状を有する者のうちから、あらかじめ選任する。	者免状を有する者のうちから、あらかじめ選任する。 	
(核燃料取扱主務者の職務)	(核燃料取扱主務者の職務)	法令改正(検査制度の
第8条 核燃料取扱主務者は、品質保証の考えのもと使用施設等に係る保安のため、次の各号に掲げる 職務を行う。	第8条 核燃料取扱主務者は、使用施設等に係る保安のため、次の各号に掲げる職務を行う。	見直し) に伴う検査の 立会いの記載の削除及
^{・ (1)}	 (1)保安上必要な場合は、所長に対し意見具申等をすること	び記載の適正化(職務
(2)保安上必要な場合は、外政に対し思力を共立すること	(2) 保安上必要な場合は、各職位及び核燃料物質等の使用等に従事する者に指導・助言すること	の明確化等)
(3)保安上必要な場合は、核燃料物質等の使用等に従事する者へ指示をすること	【(3) は、(2) に統合、削除】	12 71 km (1 / 1)
(4) 所管官庁が法に基づいて東海センター内で実施する検査に立会うこと	【削除】	
(5) 法に基づく報告を審査すること	(3) 法に基づく報告について、精査、指導・助言すること	
 (<mark>6</mark>)保安に係る記録を確認すること	 (<u>4</u>)保安に係る記録を確認すること	
(<u>7</u>)教育訓練計画の作成、改訂 <u>に参画</u> すること	(<u>5</u>) 教育訓練計画の作成、改正 <u>に当たり、その内容について、精査、指導・助言</u> すること	
(<u>8</u>) この規定及び第 17 条第 1 項に定める作業要領等の制定、改廃 <u>に参画</u> すること		
(<u>9</u>)この規定に定める計画の作成 <mark>に参画</mark> すること	(<u>7</u>) この規定に定める <u>保安上重要な計画の作成、改定に当たり、その内容について、精査、指導・助言すること</u>	
(10) 安全委員会に出席すること	(8) 安全委員会に出席すること	
<u>(11)</u> その他、保安監督に必要な事項	(<u>9</u>) その他、保安 <u>の</u> 監督に必要な <u>こと</u>	
(意見の尊重)	(意見 <mark>等</mark> の尊重)	記載の適正化(第8条
第9条 所長は、核燃料取扱主務者の意見具申を尊重する。	第9条 所長は、核燃料取扱主務者の意見具申 <u>等</u> を尊重する。 <u>2 各職位及び核燃料物質等の使用等に従事する者は、核燃料取扱主務者の指導・助言を尊重する。</u>	との整合)及び核燃料 取扱主務者の指導・助 言を尊重することを追

(安全委員会)

- 第10条 東海センターに安全委員会を設置する。
- 2 安全委員会は、所長の諮問を受け、次の各号に掲げる事項について審議する。
 - (1) 使用施設等の使用の許可の変更
 - (2) この規定の廃止及び変更
 - (3)核燃料物質等の使用等、使用施設等の運転保守管理、放射性廃棄物の管理及び放射線管理に関 する基準等の制定、廃止並びに変更

改正前

- (4) 保安教育計画及び保安訓練計画に関する事項
- (5) 施設、設備・機器の修理又は改造の計画に関する事項
- (6) 品質保証計画及びそれに基づく下部要領の制定・変更に関する事項
- (7) その他使用施設等の保安に係る重要な事項
- 3 委員会は、核燃料取扱主務者のほか、所長の指名した委員をもって構成し、委員長は、委員の中か│3 委員会は、核燃料取扱主務者のほか、所長の指名した委員をもって構成し、委員長は、委員の中か ら所長が指名する者があたる。ただし、委員には、使用施設等に関し、十分な知識と経験を有する者 を指名する。
- 4 所長は、委員会の答申を尊重する。

第3章 保安教育

第11条 変更なし ※省略

(教育訓練)

- 第12条 安全管理課長は、使用施設等に係る業務を行う職員等に対し、別表第2(1)に掲げるところに 従い、保安教育を年度毎に計画する。
- 2 安全管理課長は、前項の計画に基づき保安教育を実施し、その結果を所長へ報告する。
- ろに従い、保安教育を実施し、その結果を所長に報告する。ただし、過去において放射線業務従事者 として指定されていた者及び請負契約に基づく放射線業務従事者については、過去の教育訓練の結果 に応じ、一部を省略することができる。
- 4 所長は、使用施設等に係る業務を行う職員等に対して、別表第3(1)に掲げる保安訓練を実施する。
- 5 管理課長は、使用施設等に係る業務を行う職員等に対して、別表第3(2)に掲げる保安訓練を実施し、 その結果を所長へ報告する。
- 6 所長は、緊急作業に従事させる放射線業務従事者に対して、別表第3-2に掲げる教育訓練を実施す る。
- 第13条・第14条 変更なし ※省略

第4章 保安上特に管理を必要とする設備の操作

(要員の配置)

第15条 所長は、核燃料物質等の使用等に際して、必要な人員を配置する。

(安全委員会)

- 第10条 東海センターに安全委員会を設置する。
- 2 安全委員会は、所長の諮問を受け、次の各号に掲げる事項について審議する。
- (1) 使用施設等の使用の許可の変更
- (2) この規定の廃止及び変更
- (3)核燃料物質等の使用等、使用施設等の運転保守管理、放射性廃棄物の管理及び放射線管理に関 する基準等の制定、廃止並びに変更

改正後

- (4) 保安教育計画及び保安訓練計画に関する事項
- (5) 施設管理に関する重要な事項
- (6)保安品質マニュアル及びそれに基づく下部要領の制定・変更に関する事項
- (7) その他使用施設等の保安に係る重要な事項
- ら所長が指名する者があたる。ただし、委員には、使用施設等に関し、十分な知識と経験を有する者 を指名する。
- 4 所長は、委員会の答申を尊重する。

第3章 保安教育

第11条 変更なし ※省略

(教育訓練)

- 第12条 安全管理課長は、使用施設等に係る業務を行う職員等に対し、別表第2(1)に掲げるところに 従い、保安教育を年度毎に計画する。なお、保安教育の内容については、必要に応じて見直すものと する。
- 2 安全管理課長は、前項の計画に基づき保安教育を実施し、その実施状況を所長へ報告する。
- 3 安全管理課長は、新たに使用施設等に係る業務に従事する職員等に対し、別表第2(2)に掲げるとこ 3 安全管理課長は、新たに使用施設等に係る業務に従事する職員等に対し、別表第2(2)に掲げるとこ ろに従い、保安教育を実施し、その結果を所長に報告する。ただし、過去において放射線業務従事者 として指定されていた者及び請負契約に基づく放射線業務従事者については、過去の教育訓練の結果 に応じ、一部を省略することができる。
 - 4 所長は、使用施設等に係る業務を行う職員等に対して、別表第3(1)に掲げる保安訓練を実施する。
 - 5 管理課長は、使用施設等に係る業務を行う職員等に対して、別表第3(2)に掲げる保安訓練を実施し、 その実施状況を所長へ報告する。
 - 6 所長は、緊急作業に従事させる放射線業務従事者に対して、別表第 3-2 に掲げる教育訓練を実施す
 - 第13条・第14条 変更なし ※省略

第4章 保安上特に管理を必要とする設備の操作

(要員の確保)

第15条 所長は、核燃料物質等の使用等に際して、必要な人員を確保する。

メントシステムに係る 事項及び使用施設等の 施設管理に係る事項等 の追加) に伴う審議事 項の追加

備考

法令改正(品質マネジ

記載の適正化(教育内 容の見直し等に係る記 載の追記、報告内容の 明確化)

記載の適正化

我旧孙昭丰 別 沃

新旧対照表		別 添
改正前	改正後	備考
(核燃料物質の取扱計画及び報告) 第 16 条 分析課長は、年度毎に核燃料物質取扱計画を作成し、その年度の核燃料物質の使用等の開始 前に東海検査部長及び核燃料取扱主務者の同意並びに所長の承認を得る。これらを変更する場合も同 様とする。 2 分析課長は、前項の取扱計画に基づき、核燃料物質の取扱いを終えた場合は、東海検査部長の同意 を得た後、その旨を <u>所長及び核燃料取扱主務者</u> に報告する。	(核燃料物質の取扱計画及び報告) 第 16 条 分析課長は、年度毎に核燃料物質取扱計画を作成し、その年度の核燃料物質の使用等の開始 前に東海検査部長及び核燃料取扱主務者の同意並びに所長の承認を得る。これらを変更する場合も同 様とする。 2 分析課長は、前項の取扱計画に基づき、核燃料物質の取扱いを終えた場合は、東海検査部長の同意 を得た後、その旨を <u>核燃料取扱主務者及び所長</u> に報告する。	記載の適正化(報告ルートの変更)
第 17 条~第 23 条 変更なし ※省略	第 17 条~第 23 条 変更なし ※省略	
(警報設備の管理) 第 24 条 警報装置の作動条件は別表第 8 に掲げるとおりとする。 2 分析課長は、本体施設の警報が作動した場合、その原因及び状況を調査し措置を講じ、その結果を 東海検査部長に通報する。 3 東海検査部長は、前項の調査の結果、本体施設の使用に支障を及ぼすと認めたときは、 <u>所長及び核</u> 燃料取扱主務者に通報する。	東海検査部長に通報する。	所要の見直し(通報ル ートの変更)
第5章 管理区域等の管理	第5章 管理区域等の管理	
(管理区域) 第 25 条 変更なし ※ 省略	(管理区域) 第 25 条 変更なし ※省略	
(一時管理区域) 第 26 条 分析課長は、前条第 1 項に示す区域以外の場所が、核燃料物質等の使用等において、一時的に法令に定める管理区域に係る値を超え、又は超えるおそれのある場合は、その区域を一時管理区域として設定する。一時管理区域として設定する場合は、あらかじめ東海検査部長、核燃料取扱主務者及び安全管理課長の同意並びに所長の承認を得なければならない。また、その旨を職員等及び協力会社員等に周知する。 2 分析課長は、一時管理区域の区画及び区別について、前条第 3 項に準じて行う。 3 分析課長は、一時管理区域を解除する場合は、あらかじめ東海検査部長、核燃料取扱主務者及び安全管理課長の同意並びに所長の承認を得なければならない。また、その旨を職員等及び協力会社員等に周知する。	に法令に定める管理区域に係る値を超え、又は超えるおそれのある場合は、その区域を一時管理区域として設定する。一時管理区域として設定する場合は、あらかじめ東海検査部長、 <u>安全管理課長及び核燃料取扱主務者</u> の同意並びに所長の承認を得なければならない。また、その旨を職員等及び協力会社員等に周知する。 2 分析課長は、一時管理区域の区画及び区別について、前条第3項に準じて行う。	ートの変更)
第 27 条 変更なし ※省略	第 27 条 変更なし ※省略	
(立入制限区域に係る措置) 第 28 条 分析課長は、管理区域及び一時管理区域(以下、「管理区域」という。)の一部を立入制限区域として設定することができる。その際、あらかじめ東海検査部長、核燃料取扱主務者及び安全管理課長の同意並びに所長の承認を得なければならない。又、その旨を職員等及び協力会社員等に周知する。 2 分析課長は、前項に定める立入制限区域について、立入制限の措置として、標識を設けるほか、柵、施錠等により他の場所と区別する。 3 分析課長は、第 3 条第 1 項第 4 号に定める放射線業務従事者を立入制限区域に立ち入らせる場合は、	域として設定することができる。その際、あらかじめ東海検査部長、 <u>安全管理課長及び核燃料取扱主務者</u> の同意並びに所長の承認を得なければならない。 <u>また</u> 、その旨を職員等及び協力会社員等に周知する。 2 分析課長は、前項に定める立入制限区域について、立入制限の措置として、標識を設けるほか、柵、施錠等により他の場所と区別する。	
あらかじめ放射線防護上の必要な措置を講じる。 4 分析課長は、第1項に定める立入制限区域の解除を行う場合は、あらかじめ東海検査部長、 <u>核燃料</u>	あらかじめ放射線防護上の必要な措置を講じる。	同上

別 添

改正前	改正後	備考
<u>取扱主務者及び安全管理課長</u> の同意並びに所長の承認を得なければならない。 <u>又</u> 、その旨を職員等及 び協力会社員等に周知する。	理課長及び核燃料取扱主務者の同意並びに所長の承認を得なければならない。 <u>また</u> 、その旨を職員等 及び協力会社員等に周知する。	
第 29 条~第 31 条 変更なし ※省略	第 29 条~第 31 条 変更なし ※省略	
(管理区域の出入り管理) 第 32 条 分析課長は、放射線業務従事者及び一時立入者以外の者を管理区域に立ち入らせない措置 を講じる。 2 分析課長は、一時立入者に、立会者をつけ指示に従わせる。 3 分析課長は、管理区域に立入る者に、次の各号に掲げる事項を遵守させる。 (1) あらかじめ定められた出入口より出入すること (2) 個人線量計を着用すること (3) 第1種管理区域に立ち入るときは、専用の作業着、その他必要な保護具を着用すること (4) 第1種管理区域から退出するときは、身体、衣服等の汚染検査を行い、汚染が検出されたとき は除去のための措置をとること (5) 業務上必要でない物品を持ち込まないこと	(管理区域の出入り管理) 第 32 条 分析課長は、放射線業務従事者及び一時立入者以外の者を管理区域に立ち入らせない措置を講じる。 2 分析課長は、一時立入者に、立会者をつけ指示に従わせる。 3 分析課長は、管理区域に立入る者に、次の各号に掲げる事項を遵守させる。 (1) あらかじめ定められた出入口より出入すること (2) 個人線量計を着用すること (3) 第 1 種管理区域に立ち入るときは、専用の作業着、その他必要な保護具を着用すること (4) 第 1 種管理区域から退出するときは、身体、衣服等の汚染検査を行い、別表第 9(1)に掲げる 値以下であることを確認し、汚染が検出されたときは除去のための措置をとること (5) 業務上必要でない物品を持ち込まないこと	管理区域から退出する 際の表面汚染密度の基 準を追加
(管理区域外への物品の持出) 第 33 条 変更なし ※省略	(管理区域外への物品の持出) 第33条 変更なし ※省略	
作業を行う場合、安全管理課長の放射線管理上の助言を得て作業による線量及び作業区域の放射 線環境に応じた作業方法等を記載した放射線作業届を作成し、その実施に <u>あたって</u> は、作業届に 記載した放射線防護上の措置を講じる。また別表第 9-2 の基準を超えない場合であって、非定常 作業で核燃料物質等を取り扱う場合は、あらかじめ安全管理課長の放射線管理上の助言を得て非 定常作業計画書を作成し、保安上必要な措置を講じなければならない。 2 分析課長は、前項の放射線作業届を作成したときは、あらかじめ東海検査部長及び核燃料取扱主 務者の同意並びに所長の承認を得る。また、非定常作業計画書を作成したときは、あらかじめ東 海検査部長及び核燃料取扱主務者の同意を得る。 3 分析課長は、前項の放射線作業届に基づく作業を終了したときは、東海検査部長及び核燃料取扱主 務者並びに所長に報告する。また、非定常作業計画書に基づく作業を終了したときは、東海検査部長 及び核燃料取扱主務者に報告する。	応じた作業方法等を記載した放射線作業届を作成し、その実施に <u>当たって</u> は、作業届に記載した放射線防護上の措置を講じる。また別表第 9-2 の基準を超えない場合であって <u>も</u> 、非定常作業で核燃料物質等を取り扱う場合は、あらかじめ安全管理課長の放射線管理上の助言を得て非定常作業計画書を作成し、保安上必要な措置を講じなければならない。 2 <u>各</u> 課長は、前項の放射線作業届を作成したときは、あらかじめ東海検査部長 <u>(分析課長及び検査課</u>	適用範囲の拡大及び記載の適正化
第 35 条 削除 (協力会社等の放射線防護) 第 36 条 分析課長及び安全管理課長は、管理区域内の作業を協力会社等に行わせる場合は、協力会社 等に対し、第 26 条から第 29 条及び第 31 条から第 34 条に準じた放射線防護上の必要事項を遵守させ る措置を講じる。	第 35 条 削除 (協力会社等の放射線防護) 第 36 条 各課長は、管理区域内の作業を協力会社等に行わせる場合は、協力会社等に対し、第 26 条から第 29 条及び第 31 条から第 34 条に準じた放射線防護上の必要事項を遵守させる措置を講じる。	適用範囲の拡大及び記載の適正化

新旧対照表		別添
改正前	改正後	備考
第6章 放射線測定	第6章 放射線測定	
等を測定する。 3 安全管理課長は、前2項の測定結果について、核燃料取扱主務者に報告する。	ろにより測定する。 2 安全管理課長は、別表第 11 に従って周辺監視区域の境界付近及びその周辺における線量当量率等を測定する。 3 安全管理課長は、前 2 項の測定結果について、核燃料取扱主務者に報告する。 4 安全管理課長は、第 1 項及び第 2 項の測定の結果、異常が認められた場合には、直ちに原因の調査及び原因の除去等の措置を講じる。	記載の適正化(報告ルートの変更)
 (床、壁等の除染) 第38条 分析課長は、別表第9(2)に掲げる値を超えるような予期しない汚染を床、壁等に発生させた場合又は発見した場合は、汚染拡大防止の応急措置を講じるとともに、東海検査部長及び安全管理課長に連絡する。 2 安全管理課長は、汚染状況の確認を行うとともに分析課長を指導し、除染が必要となった場合は、汚染の除去又は汚染の拡大防止措置等、放射線防護上の措置を講じさせる。 3 分析課長は、前項の措置結果について、安全管理課長の確認を受ける。 4 分析課長は、第2項及び第3項の確認の内容について、所長、核燃料取扱主務者及び東海検査部長に報告する。 	場合又は発見した場合は、汚染拡大防止の応急措置を講じるとともに、東海検査部長及び安全管理 課長に連絡する。 2 安全管理課長は、汚染状況の確認を行うとともに分析課長を指導し、除染が必要となった場合は、 汚染の除去又は汚染の拡大防止措置等、放射線防護上の措置を講じさせる。 3 分析課長は、前項の措置結果について、安全管理課長の確認を受ける。	記載の適正化(報告ルートの変更)
項目、頻度に従って評価し、法令に定める線量限度を超えていないことを確認する。 2 安全管理課長は、放射線業務従事者の前項の評価結果を、四半期毎(妊娠中の女子にあっては1 月毎)に <u>所長、核燃料取扱主務者及び東海検査部長</u> に報告するとともに、当該放射線業務従事者 に通知する。	に通知する。 3 安全管理課長は、第1項の線量が別表第13に定める値を超えた場合は、その原因を調査し、必	ートの変更)
に掲げるところにより年 1 回以上使用施設等の定期的な自主検査(以下、「施設定期自主検査」という。)を行う。 3 安全管理課長は、前項の結果異常を認めた場合は、修理又は代替品の補充等の措置を講じる。	(放射線測定機器の管理) 第40条 安全管理課長は、別表第14に掲げる放射線測定機器を確保する。 2 安全管理課長は、前項に定める放射線測定機器について、第41条の3に定める施設管理実施計画に 基づいて管理するとともに、別表第14-2に掲げるところにより年1回以上使用施設等の定期的な自 主検査(以下、「施設定期自主検査」という。)を行う。 3 安全管理課長は、前項の結果異常を認めた場合は、修理又は代替品の補充等の措置を講じる。 4 安全管理課長は、第2項の施設定期自主検査の結果及び前項の措置について、核燃料取扱主務者に	記載の適正化及び法令 改正(使用施設等の施 設管理に係る事項等の 追加)に伴い、管理の 基準とする文書名を追 加

5 放射線測定機器に係る警報装置の作動条件は、別表第15に掲げるとおりとする。

報告する。

5 放射線測定機器に係る警報装置の作動条件は、別表第 15 に掲げるとおりとする。

改正前	改正後	備考
第 7 章 <mark>保守</mark> 管理	第 7 章 <u>施設</u> 管理	法令改正(使用施設等
		の施設管理に係る事項
	(施設管理方針及び施設管理目標の策定)	等の追加)に伴う施設
	第41条 所長は、使用施設等の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図るため、施設	管理方針等の追加要求
	管理の実施方針を策定するとともに、この実施方針に従って達成すべき施設管理の目標を定める。	事項に係る記載の追加
	2 所長は、前項の施設管理方針及び施設管理目標を策定、又は変更したときは、核燃料取扱主務者、 東海検査部長及び各課長に通知しなければならない。	
	米価便宜が交及い合味でに通知しなりませる。	
	(定量的な施設管理目標の策定)	
	第41条の2 分析課長及び安全管理課長は、前条の施設管理目標を踏まえ、第18条に定める保安上特	
	<u>に管理を必要とする設備について、定量的な施設管理目標を策定し、東海検査部長(分析課長の場合</u>	
	に限る。)及び核燃料取扱主務者の同意並びに所長の承認を受けなければならない。	
	(按訊符冊字按計画の符字)	
	(施設管理実施計画の策定) 第 41 条の 3 各課長は、施設管理目標を達成するために所掌する施設・設備について、施設管理実施	
	計画を策定しなければならない。	
	2 各課長は、前項の施設管理実施計画を策定、又は変更したときは、東海検査部長(分析課長及び検	
	査課長の場合に限る。) 及び核燃料取扱主務者の同意並びに所長の承認を受けなければならない。	
	(施設管理の実施)	
	第41条の4 各課長は、所掌する施設・設備について、前条の施設管理実施計画に定めるところによ	
	り、施設管理を実施しなければならない。	
	(施設管理に係る有効性評価及び改善)	
	第 41 条の 5 各課長は、前条の実施に際し、毎年 1 回以上有効性評価を行うとともに、有効性の評価	
	の結果及び講じた改善措置について東海検査部長(分析課長及び検査課長の場合に限る。)、核燃料取	
	扱主務者及び所長に報告しなければならない。_	
	(+t====================================	注入北下 (法里长凯族
(施設の <mark>巡視、点検</mark>) 第41条 八七期長 女会等理課長及び等理課長は、即ま第16及び即ま第17と字は2※担長校に従い、	(施設の <u>巡視・点検</u>)	法令改正(使用施設等の施設管理に係る事項
第 41 条 <u>分析課長、安全管理課長及び管理課長</u> は、別表第 16 及び別表第 17 に定める <u>巡視点検に従い、</u> 毎日 1 回以上巡視点検を行う。	第 41 朱 <u>ツ 6 合謀技</u> は、 <u>毎日 1 回以上</u> 別衣弟 16 及い別衣弟 17 に足める <u>地保・点棟</u> を行う。	等の追加)に伴う記載
	 2 <mark>各課長</mark> は、前項の <mark>巡視・点検</mark> の結果、異常を認めた場合は、その原因及び状況を調査し、必要な措	
及び状況を調査し、必要な措置を講じる。	置を講じる。	検査の整理等)及び適
	3 <mark>各課長</mark> は、第1項の巡視・点検の結果及び前項の措置について、東海検査部長(分析課長及び検査	
に報告する。また、安全管理課長及び管理課長にあっては、核燃料取扱主務者に報告する。	課長の場合に限る。) 及び核燃料取扱主務者に報告する。	7,10,10
(施設定期自主検査)	(施設定期自主検査)	
第42条 分析課長及び安全管理課長は、別表第18に定める施設定期自主検査を年1回以上行う。	第42条 分析課長及び安全管理課長は、別表第18に定める施設定期自主検査を年1回以上行う。	attack Services
2 分析課長及び安全管理課長は、前項の結果、異常を認めた場合は、修理等の措置を講じる。	2 分析課長及び安全管理課長は、前項の <u>施設定期自主検査の</u> 結果、異常を認めた場合は、修理等の措	記載の適正化
	置を講じる。	⇒1井の法で#.
	3 分析課長 <u>及び安全管理課長</u> は、第 1 項の施設定期自主検査の結果及び前項の措置について、東海検 本部長(分析課長の場合に関する) 及び技機料取扱主義者に報告する	記載の適止化
取扱主務者に報告する。 <u>また、安全管理課長にあっては、核燃料取扱主務者に報告する。</u>	査部長 <u>(分析課長の場合に限る。)</u> 及び核燃料取扱主務者に報告する。	

の追加、派遣する要員

改正前	改正後	備考
合で、その修理又は改造が使用施設等の保安に影響を及ぼすときは、あらかじめ東海検査部長及び核燃料取扱主務者の同意を得る。 <u>また、安全管理課長が修理又は改造を行おうとする場合で、同様の影響を及ぼすときは、核燃料取扱主務者の同意を得る。</u>	長及び検査課長の場合に限る。次項において同じ。)及び核燃料取扱主務者の同意を得る。なお、その修理又は改造が、許認可手続きの必要のあるとき、又は次条に定める使用前検査を行う必要のあるときは、安全委員会の審議を経て所長の承認を得なければならない。 2 各課長は、前項の使用施設等の保安に影響を及ぼす修理又は改造を終えたときは、その状況につい	(使用施設等の施設管
	(使用前検査) 第 43 条の 2 使用前検査を受検しようとする各課長は、検査の時期、対象、その他必要な事項を含む 検査実施要領書を策定し、東海検査部長(分析課長、検査課長が実施しようとする場合に限る。以下、 本条において同じ。)、核燃料取扱主務者の同意を得るとともに、安全委員会の審議を経て所長の承認 を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、予定期間の変更その 他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。 2 使用前検査を行う検査員は、検査対象となる建屋・設備・機器の担当者以外の者とし、検査実施前 に所長が検査実施責任者及び検査員を指名するものとする。 3 使用前検査を行う検査員は、検査実施要領書に従い検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、東海 検査部長、核燃料取扱主務者の同意及び所長の承認を得なければならない。	等の追加) に伴う使用 前検査に係る記載の追
査部長及び核燃料取扱主務者の同意並びに所長の承認を得る。また、これを変更する場合も同様とする。 2 分析課長は、前項の受渡しを行う場合は、施設の健全性及び別表第 5、別表第 6、別表第 19 の数量を超えないことを確認する。	第8章 核燃料物質の受払い、貯蔵、運搬 (核燃料物質の受払い管理) 第44条 分析課長は、核燃料物質の受払いを行う場合は、あらかじめ受払い計画を作成し、東海検査部長及び核燃料取扱主務者の同意並びに所長の承認を得る。また、これを変更する場合も同様とする。 2 分析課長は、前項の受払いを行う場合は、施設の健全性及び別表第5、別表第6、別表第19の数量を超えないことを確認する。 3 分析課長は、第1項の受払いが終了した場合は、東海検査部長及び核燃料取扱主務者並びに所長に報告する。	法令改正に伴う用語の変更
損なわれたと認めたときは、直ちに当該運搬物を管理する分析課長に通報するとともに、関係者以外の者及び関係ない車両を近づかせないための措置その他の応急措置を講じる。 2 前項の通報を受けた分析課長は、直ちに東海検査部長及び核燃料取扱主務者に通報するとともに安全全管理課長と現場に赴き、線量当量率の異常の有無、放射性汚染の有無、その他必要な調査を行い措置を講じる。	の者及び関係ない車両を近づかせないための措置その他の応急措置を講じる。 2 前項の通報を受けた分析課長は、直ちに <u>安全管理課長、</u> 東海検査部長及び核燃料取扱主務者に通報	

通報する。

改正前	改正後	備考
↑X 11- Hil	以业仅	の見直し)
第9章 放射性廃棄物の管理	第9章 放射性廃棄物の管理	
第 49 条~第 51 条 変更なし ※省略	第 49 条~第 51 条 変更なし ※省略	
(放射性固体廃棄物の廃棄) 第52条 分析課長及び安全管理課長は、放射性固体廃棄物(以下、「固体廃棄物」という。)を廃棄する場合は、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。 (1)分析課長及び安全管理課長は、発生した固体廃棄物は不燃性と可燃性に区分し、線量当量率又は放射性物質の含有量に応じて分類したのち、容器に封入梱包する。また、容器毎に廃棄物の内容、主な核種とその量、線量当量率を明示し、固体廃棄物保管場所に保管する。 (2)分析課長及び安全管理課長は、可燃性の固体廃棄物を保管する場合は、不燃性の棚に収納するか、あるいは不燃材で覆う等の防火対策を施す。ただし、固体廃棄物を不燃性の容器に保管する場合は除く。 (3)分析課長は、日本原子力研究開発機構東海研究開発センター原子力科学研究所(以下、「原科研」という。)へ搬出されるまでの期間、保管している固体廃棄物の保管状態を確認すると共に、別表第22(1)及び(2)に示す一時保管能力を超えていないことを確認する。また、開発試験棟に保管廃棄される固体廃棄物の保管状態を確認すると共に、別表第22(3)に示す保管能力を超えていないことを確認する。 (4)分析課長は、新分析棟と保障措置分析棟との施設間及び保障措置分析棟と原科研搬出場所間並びに保障措置分析棟と開発試験棟との施設間で固体廃棄物を運搬するときは、第46条第1項及び第2項に準じて行う。	する場合は、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。 (1)分析課長及び安全管理課長は、発生した固体廃棄物は不燃性と可燃性に区分し、線量当量率又は放射性物質の含有量に応じて分類したのち、容器に封入梱包する。また、容器毎に廃棄物の内容、主な核種とその量、線量当量率を明示し、固体廃棄物保管場所に保管する。 (2)分析課長及び安全管理課長は、可燃性の固体廃棄物を保管する場合は、不燃性の棚に収納するか、あるいは不燃材で覆う等の防火対策を施す。ただし、固体廃棄物を不燃性の容器に保管する場合は除く。 (3)分析課長は、日本原子力研究開発機構原子力科学研究所(以下、「原科研」という。)へ搬出されるまでの期間、保管している固体廃棄物の保管状態を確認すると共に、別表第22(1)及び(2)	7712 7 2 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7
第 53 条 変更なし ※省略	第53条 変更なし ※省略	
第 10 章 非常 <u>時の</u> 措置	第 10 章 非常 <u>の場合に講ずべき処置</u>	法令改正に伴う用語の 修正
(非常時の <u>組織</u>) 第 54 条 所長は、東海センターの通常組織では対応できない非常時に備え、 <u>非常事態発生時の対応及び非常事態の拡大防止を図るための非常時対策組織をあらかじめ定めておく。</u> 2 前項の非常時対策組織には本部を置き、本部長には所長があたる。ただし、所長が不在の場合に備えてあらかじめ代行者を定めておく。	(非常時の計画) 第 54 条 所長は、東海センターの通常組織では対応できない非常時に備え、災害救助又は被害の拡大 防止並びに使用施設等の機能を維持するための活動を行うための次に掲げる内容の計画をあら かじめ策定する。なお、原子力災害対策特別措置法に定める事象の発生又は進展した場合は、こ の規定によらずに原子力事業者防災業務計画に基づくものとする。(以下、本章において同じ。) (1) 可燃物の管理、公設消防への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着 するまでに行う活動 (2) 発生頻度が設計基準事故より低い事故であって、使用施設等から多量の放射性物質又は放 射線を放出するおそれがあるものが発生した場合に採るべき処置に関する事項 (3) 活動を行う要員に対する教育及び訓練に関すること (4) 活動を行うために必要な資機材に関すること。 (5) 活動を行うために必要な体制に関すること 2 前項の非常時対策組織には本部を置き、本部長には所長が当たる。ただし、所長が不在の場合に備 えてあらかじめ代行者を定めておく。	設計想定事象等に対す る保全措置に係る計画
第 55 条 変更なし ※省略	第 55 条 変更なし ※省略	

我旧孙昭丰 平山 沃

	新旧対照表	別添
改正前	改正後	備考
機器等をあらかじめ準備しておく。	(非常時対応資機材の整備) 第 56 条 所長は、第 54 条の計画に基づき、非常時対策組織が活動するに <u>当たって</u> 必要な放射線測定機器、防護具類、通信連絡機器等をあらかじめ準備しておく。	記載の適正化(関連条 項の追記、記載方法の 統一)
第 57 条~第 59 条 変更なし ※省略 (非常事態における活動) 第 60 条 非常時対策組織は、人命救助、非常事態の原因除去、非常事態発生時の対応及び非常事態の 拡大防止に係る防護活動を行う。 2 本部長は、前項の防護活動を行うにあたり外部関係機関に協力を要請することが適切と判断した場	第 57 条~第 59 条 変更なし ※省略 (非常事態における活動) 第 60 条 非常時対策組織は、 <u>第 54 条の計画に基づき、</u> 人命救助、 <u>避難誘導、</u> 非常事態の原因除去、非常事態発生時の対応及び非常事態の拡大防止に係る防護活動を行う。 2 本部長は、前項の防護活動を行うに <u>当たり</u> 外部関係機関に協力を要請することが適切と判断した場	項の追加等)及び避難
合には、防護活動の協力を要請する。 第 60 条の 2~62 条 変更なし ※省略	合には、防護活動の協力を要請する。 第 60 条の 2~62 条 変更なし ※省略	
# 11 章 品質保証 (品質保証計画の策定及び品質保証活動の実施) 第 63 条 所長は、トップマネジメントとしてこの規定に定める使用施設等に関する保安上の業務を品質保証の考えのもとに適切に実施するため、次の各号の事項を定めた品質保証計画を策定する。 (1)品質保証計画の目的に関すること (2)品質保証活動を行う者の職務及び組織に関すること (3)品質保証活動の実施に関すること (4)品質保証活動の評価に関すること (5)品質保証活動の評価に関すること (6)品質保証活動の必要な文書及び記録に関すること (6)品質保証活動に必要な文書及び記録に関すること 2 所長は、第 6 条第 3 号から第 8 号の者に対し、品質保証計画に基づく品質保証活動を実施させる。 3 第 6 条第 3 号から第 8 号の者は、前項に基づき品質保証活動を実施する。 4 所長は、品質保証活動を適切に実施するため、東海センターの管理職層の中から品質保証責任者を選任し、品質保証に関する必要な教育を行う。 5 所長は、内部監査員を指名する。	第 11 章 <u>品質マネジメントシステム</u> 【第 11 章全文削除】	法令改正(品質マネジ メントシステムに係る 事項の追加)に伴い、 品質保証の記載を削除
(保安上の業務の計画、実施、評価及び継続的な改善) 第 64 条 東海検査部長及び各課長は、所掌する保安上の業務について、計画又は管理の方法を必要に応じて策定する。 2 東海検査部長及び各課長は、前項に基づき、所掌する保安上の業務を実施する。 3 東海検査部長及び各課長は、前項に基づき、所掌する保安上の業務を定期的に評価し、必要に応じて継続的な改善を実施する。 4 東海検査部長及び各課長は、第 2 項及び第 3 項の結果、不適合が発見された場合は、その不適合に関して必要な処置を行う。 (検査及び試験) 第 65 条 所長は、品質保証計画において検査及び試験並びに検査及び試験に必要な監視機器及び測定機器について定める。		

新旧対照表		別添
改正前	改正後	備考
2 東海検査部長及び各課長は、検査及び試験並びに監視機器、測定機器の管理方法を定める。 3 各課長は、前項に基づき検査及び試験並びに監視機器、測定機器の管理を行う。		
(内部監査) 第 66 条 所長は、品質保証活動が適切に実施されていることを確認するため、内部監査組織を設置し、 品質保証責任者に年1回以上の内部監査を実施させる。 2 品質保証責任者は、内部監査員に対し、品質保証計画に基づく内部監査に関する教育を実施する。 3 品質保証責任者は、第1項の内部監査を実施するときは、内部監査実施計画書を作成し、所長の承認を得る。 4 内部監査責任者は、前項の内部監査実施計画書に基づく内部監査を実施し、その結果を品質保証責		
任者に報告する。 <u>5 品質保証責任者は、内部監査の結果を取りまとめ、所長に報告する。</u>		
 (不適合管理、是正処置及び予防処置) 第 67 条 東海検査部長及び各課長は、前条において発生した不適合について、不適合管理を行い、品質保証責任者に報告する。 2 東海検査部長及び各課長は、前項の不適合に関し、原因を究明し、その再発防止のための是正処置を行い、品質保証責任者に報告する。 3 品質保証責任者は、第1項及び第2項の報告を受けた場合は、所長に報告する。 4 所長は、不適合の発生を予防するため、東海検査部長及び各課長に対し、必要に応じて予防処置を実施させる。 5 東海検査部長及び各課長は、前項に基づき予防処置を実施する。 6 東海検査部長及び各課長は、第4項の予防処置において、業務の実施によって得られた知見及び他の組織から得られた核燃料物質の使用等に係る技術情報について、使用施設等の保安の向上に活用する。 (品質保証計画の継続的改善) 第 68 条 所長は、品質保証計画が適切に機能していることを評価するため、内部監査の結果、是正処置及び予防処置の結果及び品質保証責任者からの品質保証活動の実施状況及び改善の必要性に関する報告に基づき、毎年1回以上マネジメントレビューを実施する。 2 所長は、前項のマネジメントレビューを通じ、必要に応じて品質保証計画を継続的に改善する。 		
(品質保証に関する教育) 第 69 条 品質保証責任者は、品質保証活動を行う者に対し、品質保証計画に基づく教育を実施する。		
(文書及び記録) 第70条 所長、品質保証責任者、東海検査部長及び各課長は、品質保証計画に基づき、次の各号に掲げる事項を定めた文書及び記録の管理の方法を策定する。 (1)この規定に定める保安(品質保証を含む)に必要な文書及び記録に関する事項 (2)文書の作成、変更及び廃止に関する事項 (3)記録の保管及び廃棄に関する事項 2 品質保証責任者、東海検査部長及び各課長は、前項に基づき文書及び記録の管理を行う。		

新旧対照表 別 添

改正前	改正後	備考
	第 63 条 目的	法令改正 (品質マネジ
	使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制を品質マネジメントシステムとして構	メントシステムに係る
	<u>築し、原子力の安全を確保することを目的とする。</u>	事項の追加)に伴い、 品質管理に係る記載を
	第 64 条 品質マネジメントシステム	新設
	1 一般事項	
	(1) 東海センターは、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮し、品質マネジメン	
	トシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。	
	① 使用施設等、組織又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度	
	② 使用施設等若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれの	
	あるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ	
	③ 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは	
	<u>実行されたことにより起こり得る影響</u>	
	(2) 東海センターは、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロ	
	セスを組織に適用することを決定する。決定に際しては、保安活動の重要度に応じて次に掲げる事項	
	<u>を考慮する。</u>	
	① プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果の明確化。	
	②プロセスの順序及び相互の関係の明確化。	
	③ プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な組織の保安活動の状況を示す指標(以下「保安	
	活動指標」という。)並びに当該指標に係る判定基準の明確化。	
	④ プロセスの運用並びに監視及び測定(以下「監視測定」という。)に必要な資源及び情報が利用で	
	きる体制の確保(責任及び権限の明確化を含む。)。	
	⑤ プロセスの運用状況の監視測定、分析。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限	
	りでない。	
	⑥ プロセスについて、意図した結果を得、及び実効性を維持するための措置を講ずること。	
	⑦ プロセス及び組織を品質マネジメントシステムと整合的なものとすること。 ② 原スナの欠合しる N.M. の東原において意思地 ウの際に対すずました。 原スナの欠合が	
	<u>⑧ 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が</u>	
	<u>確保されるようにすること。</u>	
	2 品質マネジメントシステムの文書	
	2.1 文書化	
	東海センターは、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、運用する。	
	① 品質方針及び品質目標	
	② 品質マネジメントシステムを規定する文書(以下「保安品質マニュアル」という。)	
	③ 品質マネジメントシステムの計画的な実施及び管理がなされるようにするために必要な文書 (手	
	順書、指示書、図面等(以下「手順書等」という。))	
	2.2 保安品質マニュアル	
	東海センターは、保安品質マニュアルに、次に掲げる事項を定める。	
	① 使用施設等に適用される関係法令(以下「関係法令」という。)	
	② 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項	
	③ 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項	
	<u> </u>	
	<u>⑥ プロセスの相互の関係</u>	

改正前	改正後	備考
	2.2 立妻の笹珥	
	2.3 文書の管理 (1) 東海センターは、保安品質マニュアル、その他品質マネジメントシステムに必要な文書(記録を	
	<u>(1) 泉海ビングでは、床女町員マーゴブル、ての他の員マイングンドングノムに必要は又書(記録を</u> 除く。以下「品質マネジメント文書」という。)を管理する。	
	(2) 東海センターは、職員等が判断及び決定をするに当たり、次に掲げる事項を定めた手順書等を作	
	成する。	
	① 品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認する。	
	② 品質マネジメント文書の改訂の必要性について明確にする、又は評価するとともに、改訂に当た	
	り、その妥当性を審査し、改訂を承認する。	
	③ 品質マネジメント文書の審査及び評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部	
	署の職員等を参画させる。	
	④ 品質マネジメント文書の改訂内容及び最新の改訂状況を識別できるようにする。	
	⑤ 改訂のあった品質マネジメント文書を利用する場合においては、当該文書の適切な制定版又は改	
	<u> </u>	
	⑥ 品質マネジメント文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるようにする。	
	⑦ 組織の外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理する。	
	⑧ 廃止した品質マネジメント文書が使用されることを防止する。廃止した文書を保持するときは、	
	その目的にかかわらず、これを識別し、管理する。	
	2.4 記録の管理_	
	(1) 東海センターは、個別業務に係る要求事項(関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」とい	
	う。) への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当	
	該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるように作成	
	し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。	
	(2) 東海センターは、(1) の記録の識別、保存、保護、検索及び廃棄に関し、所要の管理の方法を定	
	<u>めた手順書等を作成する。</u>	
	第 65 条 経営責任者等の責任	
	1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ	
	理事長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステ	
	<u>ムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うこと</u>	
	<u>によって実証する。</u>	
	① 品質方針を定める。	
	② 品質目標が定められているようにする。	
	③ 職員等が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにする。	
	④ マネジメントレビューを実施する。	
	⑤ 資源が利用できる体制を確保する。 ② 閉びけんな ※ウトスラトスの体医ストのウムな *** (1) トスラトの重要性は ***** トスラトスの体医ストスの ***********************************	
	⑥ 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を職員等に周知する。 ◎ 四次送録は関連する初火業務は理知 ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※	
	⑦ 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを職員等に認識させる。 ◎ ヘスの財展で行われる地内が、原因されの内への確保により、スの原生順位及び説明されませた。	
	<u>⑧ 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を</u>	
	<u>考慮して確実に行われるようにする。</u>	
	2 原子力の安全の確保の重視	
	理事長は、東海センターの意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し、	
	<u>かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。</u>	

改正前	改正後	備考
	2. 日际十分L	
	3 品質方針	
	理事長は、品質方針が次に掲げる事項に適合しているようにする。	
	① 東海センターの目的及び状況に対して適切なものであること。	
	② 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に理事長が責任を持って関与す	
	<u>ること。</u>	
	③ 品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みとなるものであること。	
	④ 職員等に周知され、理解されていること。	
	⑤ 品質マネジメントシステムの継続的な改善に理事長が責任を持って関与すること。	
	<u>4 品質目標</u>	
	理事長は、所長に品質目標(個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。)を定めさ	
	せる。品質目標は、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、品質方針と整合性がとれている	
	<u>ものとする。</u>	
	5 品質マネジメントシステムの計画	
	(1) 理事長は、品質マネジメントシステムの計画に必要となる保安品質マニュアルが策定されている	
	(2) 理事長は、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合においては、当	
	<u>(2) 理事</u> 及は、 <u>明貞、インノントンヘナムの変更が計画され、てれが実施される場合においては、ヨ</u> 該品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保	
	安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。	
		
	② 品質マネジメントシステムの実効性の維持	
	③ 資源の利用可能性 ④ 責任及び権限の割当で	
	(生) 負任及び権限の割当し	
	6 責任及び権限	
	6.1 組織の責任及び権限	
	理事長は、東海センターの各部署の責任及び権限並びに部署間の業務の手順を定めさせ、関係する	
	職員等が責任を持って業務を遂行できるようにする。	
	6.2 品質マネジメントシステム管理責任者	
	<u>0.2 m員マインタントングノム官埕賃任有</u> 理事長は、東海センターの品質マネジメントシステムを管理する責任者(以下「品質マネジメント	
	システム管理責任者」という。) に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。	
	<u>ンステム官理員任有」という。)に、次に掲りる業務に係る員任及い権限を与える。</u> ① プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにする。	
	② 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について、理事長に報告する。	
	② <u>品質マネンメントシステムの運用状況及いての収音の必要性について、理事長に報告する。</u> ③ 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上	
	<u>するようにする。</u> ④ 関係法令を遵守する。	
	6.3 管理者	
	(1) 理事長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者(以下「管理者」という。) に、当該管理	
	者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与える。	
	① 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにす	
	<u>る。</u>	

改正前	改正後	備考
	② 職員等の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにする。	
	③ 個別業務の実施状況に関する評価を行う。	
	④ 健全な安全文化を育成し、及び維持する。	
	⑤ 関係法令を遵守する。	
	(2) 管理者は、(1)の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、	
	<u>次に掲げる事項を確実に実施する。</u>	
	① 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定する。	
	② 職員等が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行え	
	<u>るようにする。</u>	
	③ 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する職員等に確実に伝達する。	
	④ 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を職員等に定着させるとともに、職員等が、積極的に使	
	用施設等の保安に関する問題の報告を行えるようにする。	
	⑤ 職員等が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにする。	
	(3) 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で行う。	
	7 内部コミュニケーション	
	理事長は、所長に内部の情報が適切に伝達される仕組みを確立させ、品質マネジメントシステムの	
	実効性に関する情報を確実に伝達させる。	
	0 マナジノントレビュー	
	8 マネジメントレビュー 8.1 マネジメントレビューの実施	
	理事長は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動	
	の改善に必要な措置を講ずるため、品質マネジメントシステムの評価(以下「マネジメントレビュー」	
	の以音に必要な指直を講するため、m負マインメントンステムの評価(以下「マインメントレビュー」 という。)を、あらかじめ定められた間隔で行う。	
	<u> こ V・ J。 / </u>	
	8.2 マネジメントレビューへのインプット	
	<u>東海センターは、マネジメントレビューにおいて、次に掲げるインプット情報を報告する。</u>	
	① 内部監査の結果	
	② 組織の外部の者の意見	
	③ プロセスの運用状況	
	④ 使用前検査及び自主検査等の結果	
	⑤ 品質目標の達成状況	
	⑥ 健全な安全文化の育成及び維持の状況	
	⑦ 関係法令の遵守状況	
	⑧ 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況	
	⑨ 従前のマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置	
	⑩ 品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更	
	⑪ 部署又は職員等からの改善のための提案	
	<u>⑫ 資源の妥当性</u>	
	③ 保安活動の改善のために講じた措置の実効性	
	8.3 マネジメントレビューからのアウトプット	
	(1) 東海センターは、マネジメントレビューからのアウトプットを受けて、次に掲げる事項について	
	決定する。	
	① 品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善	
	10	

改正前	改正後	備考
	② 個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善	
	③ 品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源	
	④ 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善	
	⑤ 関係法令の遵守に関する改善	
	(2) 東海センターは、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。	
	(3) 東海センターは、(1) の決定をした事項について、必要な措置を講じる。	
	第 66 条 資源の管理	
	<u>1 資源の確保</u>	
	(1) 東海センターは、原子力の安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源を明確に定め、	
	これを確保し、及び管理する。	
	① <u>要員</u>	
	② 個別業務に必要な施設、設備及びインフラストラクチャ	
	<u>③ 作業環境</u>	
	④ その他必要な <u>資源</u>	
	(2) 東海センターは、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。	
	2 職員等の力量の確保及び教育訓練	
	(1) 東海センターは、個別業務の実施に当たり必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成する	
	ために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力(以下「力量」という。)を有した者を要員	
	<u>に充てる。</u>	
	(2) 東海センターは、職員等の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務	
	<u>を行う。</u>	
	① 職員等にどのような力量が必要かを 明確に定める。	
	② 職員等の力量を確保するために教育訓練その他の措置を講ずる。	
	③ ②の措置の実効性を評価する。 	
	④ 職員等が自らの個別業務について、次に掲げる事項を認識しているようにする。	
	(a) 品質目標の達成に向けた自らの貢献	
	(b) 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献	
	(c) 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性	
	⑤ 職員等の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理する。	
	第67条 個別業務に関する計画及び実施	
	<u>1 個別業務の計画</u>	
	1.1 個別業務に必要なプロセスの計画	
	(1) 東海センターは、保安活動の重要度に応じて個別業務に必要なプロセスについて、計画(以下「個	
	別業務計画」という。)を策定するとともに、そのプロセスを確立する。	
	(2) 東海センターは、(1) の計画と関連するプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保す	
	る。 (3) 東海センターは、個別業務計画の策定又は変更を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。	
	① 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果	
	② 機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項	
	③ 機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源	
	④ 使用前検査、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を	
	判定するための基準(以下「合否判定基準」という。)	

改正前	改正後	備考
	⑤ 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合する	
	<u>ことを実証するために必要な記録</u>	
	(4) 東海センターは、策定した個別業務計画について、その個別業務の作業方法に適したものとする。	
	1.2 個別業務等要求事項として明確にすべき事項	
	東海センターは、次に掲げる事項を考慮して個別業務等要求事項として明確に定める。	
	① 機器等又は個別業務に必要な要求事項(組織の外部の者が明確に示してはいないものも含む)	
	② <u>関係法令</u>	
	③ ①及び②に掲げるもののほか、組織が必要とする要求事項	
	1.3 個別業務等要求事項の審査	
	(1) 東海センターは、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項	
	の審査を実施する。	
	(2) 東海センターは、個別業務等要求事項の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認する。	
	① 当該個別業務等要求事項が定められていること。	
	② 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合におい	
	ては、その相違点が解明されていること。	
	③ 組織が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。	
	(3) 東海センターは、(1) の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を	
	作成し、これを管理する。	
	(4) 東海センターは、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂される	
	ようにするとともに、関連する職員等に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにす	
	<u>る。</u>	
	2 外部とのコミュニケーション	
	東海センターは、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、実	
	<u>効性のある方法を明確に定め、これを実施する。</u>	
	3 設計開発 3	
	3.1 <u>設計開発計画</u>	
	(1) 東海センターは、保安活動の重要度に応じて、設計開発(専ら使用施設等において用いるための	
	設計開発に限る。)の計画(以下「設計開発計画」という。)を策定するとともに、設計開発を管理	
	<u>する。</u>	
	(2) 東海センターは、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を考慮して明確にする。	
	① 設計開発の性質、期間及び複雑さの程度	
	② 設計開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制	
	③ 設計開発に係る部署及び要員の責任及び権限	
	④ 設計開発に必要な組織の内部及び外部の資源 (3) 東海センターは、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるように	
	(3) 東海センダーは、美効性のある情報の伝達並びに貝住及の権限の明確な割当でかなされるように するために、設計開発に関与する各者間の連絡を管理する。	
	(4) 東海センターは、(1) により策定された設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更す	
	$\frac{(4) 宋冊 とング な、(1) により 東足された 設計 研究計画 を、 設計 研究 の進行 に応じて 適切に 変更 \frac{5}{3}$	
	3.2 設計開発へのインプット	
	(1) 東海センターは、個別業務等要求事項として設計開発に用いるインプット情報として、次に掲げ	
	21	

改正前	改正後	
	<u>るものを明確にし、当該情報に係る記録を作成し、管理する。</u>	
	① 機能及び性能に係る要求事項	
	② 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可	
	$rac{k t \delta \sigma}{dt}$	
	③ <u>関係法令</u>	
	④ その他設計開発に必要な要求事項	
	(2) 東海センターは、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。 	
	3.3 設計開発からのアウトプット	
	(1) 東海センターは、設計開発からのアウトプット情報を、設計開発のインプット情報と対比して検	
	証することができる形式により管理する。	
	(2) 東海センターは、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の	
	<u>結果に係る情報を承認する。</u>	
	(3) 東海センターは、設計開発からのアウトプット情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。	
	① 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。	
	② 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。	
	③ 合否判定基準を含むものであること。	
	④ 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。	
	3.4 設計開発レビュー	
	(1) 東海センターは、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目	
	的とした体系的な審査(以下「設計開発レビュー」という。)を実施する。	
	① 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。	
	② 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案するこ	
	<u>と。</u>	
	(2) 東海センターは、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階	
	に関連する部署の代表者及び必要に応じ当該設計開発に係る専門家を参加させる。	
	(3) 東海センターは、設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じ	
	た措置に係る記録を作成し、これを管理する。 	
	3.5 設計開発の検証	
	(1) 東海センターは、設計開発からのアウトプットがインプットの個別業務等要求事項に適合してい	
	<u>ることを確保するために、設計開発計画に従って検証を実施する。</u>	
	(2) 東海センターは、(1) の検証の結果の記録及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を	
	作成し、これを管理する。	
	(3) 東海センターは、当該設計開発を行った要員に(1)の検証をさせない。	
	3.6設計開発の妥当性確認	
	(1) 東海センターは、設計開発の結果として得られる機器等、又は個別業務がその要求事項を満たし	
	ていることを確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認(以下「設計開	
	(2) 東海センターは、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認	
	<u>を完了する。</u>	
	_(3) 東海センターは、設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計開発妥当性確認の結果に基づき	
	講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	

改正前	改正後	備考
	3.7 設計開発の変更の管理 (1) 東海センターは、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。 (2) 東海センターは、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認する。 (3) 東海センターは、(2) の審査において、設計開発の変更が使用施設等に及ぼす影響の評価(当該使用施設等を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。)を行う。	
	(4) 東海センターは、(2) の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。 4 調達 4.1 調達プロセス (1) 東海センターは、調達する物品又は役務(以下「調達物品等」という。)が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項(以下「調達物品等要求事項」という。)に適合していることを確認する。 (2) 東海センターは、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される	
	(2) 東海センターは、保安店動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される 管理の方法及び程度を定める。この場合において、一般産業用工業品については、調達物品等の供 給者等から必要な情報を入手し当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していること を確認できるように、管理の方法及び程度を定める。 (3) 東海センターは、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品 等の供給者を評価し、選定する。 (4) 東海センターは、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る基準を定める。 (5) 東海センターは、(3) の評価の結果の記録及び必要に応じて当該評価の結果に基づき講じた措置	
	に係る記録を作成し、これを管理する。 (6) 東海センターは、調達物品等に係る個別業務を計画する際には、適切な調達の実施に必要な事項 (当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報(使用施設等の保安に 係るものに限る。)の取得及び必要に応じて当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要 な措置に関する事項を含む。)を定める。 4.2 調達物品等要求事項	
	(1) 東海センターは、調達物品等要求事項を明確化し、必要に応じて次の該当するものを含める。 ① 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項 ② 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項 ③ 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項 ④ 調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項 ⑤ 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項	
	 ⑥ 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項 ⑦ その他調達物品等に必要な要求事項 (2) 東海センターは、調達物品等要求事項として、組織が調達物品等の供給者の工場等において使用前検査その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含める。 (3) 東海センターは、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。 	
	(4) 東海センターは、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求 事項への適合状況を記録した文書を提出させる。	

改正前	改正後	備考
	4.3 調達物品等の検証 (1) 東海センターは、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証 の方法を定め、実施する。 (2) 東海センターは、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとした ときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。 5 個別業務の実施	
	5.1 個別業務の管理 (1) 東海センターは、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項(当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。)に適合するように実施する。 ① 使用施設等の保安のために必要な情報が利用できる体制にあること。 ② 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。 ③ 当該個別業務に見合う設備を使用していること。 ④ 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。 ⑤ 第 68 条第 4 項に定める監視測定を実施していること。 ⑥ 品質管理に関する事項に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。 (2) 東海センターは、機器等又は個別業務要求事項への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにする。	
	5.2 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認 (1) 東海センターは、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合(個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。)においては、妥当性確認を行う。 (2) 東海センターは、(1) のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることを確認する。 (3) 東海センターは、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。 (4) 東海センターは、(1) の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項(当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。)を明確にする。 ① 当該プロセスの審査及び承認のための判定基準 ② 妥当性確認に用いる設備の承認及び職員等の力量を確認する方法 ③ 妥当性確認の方法	
	5.3 識別管理及びトレーサビリティ (1) 東海センターは、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理する。 (2) 東海センターは、トレーサビリティ(機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。)の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。 5.4 組織の外部の者の物品 東海センターは、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。	
	5.5 調達物品の管理	

改正前	改正後	備考
	東海センターは、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合する	
	ように管理(識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。)する。	
	5.6 監視測定のための設備の管理	
	(1) 東海センターは、機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定	
	及び当該監視測定のための設備・機器を明確に定める。	
	(2) 東海センターは、(1) の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事	
	<u>項と整合性のとれた方法で実施する。</u>	
	(3) 東海センターは、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備・機	
	器を、次の該当する事項に適合するものとする。	
	① あらかじめ定められた間隔で、又は使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法(当	
	該計量の標準が存在しない場合にあっては、校正又は検証の根拠について記録する方法)により	
	校正又は検証がなされていること。	
	② 校正の状態が明確になるよう、識別されていること。	
	③ 所要の調整がなされていること。	
	④ 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。	
	⑤ 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。	
	(4) 東海センターは、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、	
	<u>従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。</u>	
	(5) 東海センターは、(4) の場合において、当該監視測定のための設備及び(4) の不適合により影響	
	を受けた機器等又は個別業務について、適切な措置を講じる。	
	(6) 東海センターは、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理する。	
	<u>(7) 東海センターは、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用</u>	
	に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていること	
	<u>を確認する。</u> 	
	第 68 条 評価及び改善	
	1 監視測定、分析、評価及び改善	
	(1) 東海センターは、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセスを計画し、実施する。	
	(2) 東海センターは、職員等が(1) の監視測定の結果を利用できるようにする。	
	2 組織の外部の者の意見	
	(1) 東海センターは、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を	
	<u>把握する。</u>	
	(2) 東海センターは、(1) の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確に定める。	
	(1) 東海センターは、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するた	
	めに、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う職員等その	
	他の体制により内部監査を実施する。	
	② 実効性のある実施及び実効性の維持	
	(2) 東海センターは、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定める。	
	(3) 東海センターは、内部監査の対象となり得る部署、個別業務、プロセスその他の領域(以下「領	
	域」という。) の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、か	

改正前	改正後	備考
	つ、内部監査の実施に関する計画(以下「内部監査実施計画」という。)を策定し、及び実施する	
	ことにより、内部監査の実効性を維持する。	
	(4) 東海センターは、内部監査を行う職員等(以下「内部監査員」という。)の選定及び内部監査の実	
	施においては、客観性及び公平性を確保する。	
	(5) 東海センターは、内部監査員又は管理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内	
	部監査をさせない。	
	(6) 東海センターは、内部監査実施計画の策定及び実施並びに内部監査結果の報告並びに記録の作成	
	及び管理について、その責任及び権限並びに内部監査に係る要求事項を手順書等に定める。	
	(7) 東海センターは、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を	
	<u>通知する。</u>	
	(8) 東海センターは、不適合が発見された場合には、(7) の通知を受けた管理者に、不適合を除去す	
	<u>るための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を</u>	
	<u>報告させる。</u>	
	4 プロセスの監視測定	
	(1) 東海センターは、プロセスの監視測定を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合う	
	<u>方法によりこれを行う。</u>	
	(2) 東海センターは、(1) の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を	
	<u>用いる。</u>	
	(3) 東海センターは、(1) の方法により、プロセスが保安品質マニュアル及び個別業務計画に定めた	
	結果を得ることができることを確認する。	
	(4) 東海センターは、(1) の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じ	
	<u>5.</u>	
	(5) 東海センターは、保安品質マニュアル及び個別業務計画に定めた結果を得ることができない場合	
	又は当該結果を得ることができないおそれがある場合においては、個別業務等要求事項への適合性	
	を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じる。	
	5機器等の検査等	
	(1) 東海センターは、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、	
	個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前検査又は自主検査等を実施する。 (2) 東海センス は、佐田並怜本又は自主検査等の仕用に係る記録された。	
	(2) 東海センターは、使用前検査又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、これを管理する。	
	(3) 東海センターは、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った管理者を特定することができる	
	記録を作成し、これを管理する。	
	(4) 東海センターは、個別業務計画に基づく使用前検査又は自主検査等を支障なく完了するまでは、	
	プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ管理者が、個別業	
	務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。	
	(5) 東海センターは、保安活動の重要度に応じて、使用前検査の独立性を確保する。なお、独立性の	
	程度については、組織的な独立を必要としない。	
	<u>(6) 東海センターは、自主検査等について必要に応じて(5) を準用する。</u>	
	6 不適合の管理	
	(1) 東海センターは、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施され	
	<u>ることがないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する。</u>	
	(2) 東海センターは、不適合の処理に係る管理並びにそれに関連する責任及び権限を手順書等に定め	
	<u>3.</u>	

改正前	改正後	備考
	(3) 東海センターは、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。	
	① 発見された不適合を除去するための措置を講ずる。	
	② 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、	
	機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行う(以下「特別採用」という。)。	
	③ 機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずる。	
	④ 機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は	
	起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずる。	
	(4) 東海センターは、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置(特別採用を含む。)に	
	<u>係る記録を作成し、これを管理する。</u>	
	(5) 東海センターは、(3) ①の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証	
	<u>するための検証を行う。</u>	
	7 データの分析及び評価	
	(1) 東海センターは、品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、及	
	び当該品質マネジメントシステムの実効性の改善の必要性を評価するために、適切なデータ(監視	
	測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。)を明確にし、収	
	集し、及び分析する。	
	<u>を得る。</u>	
	① 組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見	
	② 個別業務等要求事項への適合性	
	③ 機器等及びプロセスの特性及び傾向(是正処置を行う端緒となるものを含む。)	
	④ 調達物品等の供給者の供給能力	
	8 改善	
	<u>8.1 継続的な改善</u>	
	東海センターは、品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、品質方針及び品質目標	
	の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防	
	止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じ	
	<u>5.</u>	
	8.2 是正処置等	
	(1) 東海センターは、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げる	
	ところにより、速やかに適切な是正処置を講じる。	
	① 是正処置を講ずる必要性について次に掲げる手順により評価を行う。	
	(a) 不適合その他の事象の分析及び不適合の原因の明確化	
	(b) 類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の	
	<u>明確化</u> ② 必要な是正処置を明確にし、実施。	
	③ 講じた全ての是正処置の実効性の評価を行う。	
	④ 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置を変更する。	
	⑤ 必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更する。	
	⑥ 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合に関して、根本的な原因を究明するために行	
	う分析の手順を確立し、実施する。	
	⑦ 講じた全ての是正処置及びその結果の記録を作成し、これを管理する。	
	· ·	

改正前	改正後	備考
	(2) 東海センターは、(1) に掲げる事項について、手順書等に定める。 (3) 東海センターは、手順書等に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に	
	係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措	
	<u>置を講じる。</u>	
	8.3 未然防止処置	
	(1) 東海センターは、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見を収集し、自らの組織で起こり得	
	<u>る不適合の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じる。</u>	
	① 起こり得る不適合及びその原因について調査する。	
	② 未然防止処置を講ずる必要性について評価する。	
	③ 必要な未然防止処置を明確にし、実施する。	
	④ 講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行う。⑤ 講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを管理する。	
	②	
	<u>(2) 泉西ピング は、(1) に拘りる事項について、于順音等に足める。</u>	
	第 12 章 情報の共有及び公開	法令改正(技術情報の 共有及び不適合発生時
	(情報の共有)	の情報の公開の追加)
	第 69 条 東海センターは、メーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情	に伴う情報の共有及び
	報を必要に応じ、事業者の情報共有の場を活用し、他の使用者等と共有することで、使用施設等の保	不適合発生時の公開基
	<u>安を向上させる。</u>	準等の記載の追加
	(不適合発生時の公開基準等)	
	第70条 東海センターは、保安活動による不適合の内容が公開基準に該当する場合、不適合の内容を ホームページにて公開する。	
第 1 <u>2</u> 章 記録及び報告	第 1 <u>3</u> 章 記録及び報告	所要の見直し(章番号 の繰り下げ)
(記録及び保存)	(記録及び保存)	
	第71条 所長は、別表第23(1)第1欄に掲げる事項について、同表第2欄に掲げるところに従い、同	法令改正(記録事項等 の見直し)に伴う別表 23(2)の削除
(一般報告)	(一般報告)	
第72条 安全管理課長は、核燃料物質の使用等に関する規則(以下、「 <mark>核燃料</mark> 使用規則」という。)第7条第1項に定める放射線管理報告書を作成し、東海検査部長及び核燃料取扱主務者の同意を得た後、所長に提出する。	第72条 安全管理課長は、核燃料物質の使用等に関する規則(以下、「使用規則」という。)第7条第 1項に定める放射線管理 <u>等</u> 報告書を作成し、東海検査部長及び核燃料取扱主務者の同意を得た後、所 長に提出する。	
(事故報告)	(事故報告)	
	第73条 所長は、使用規則第6条の10に定める事象が発生した場合は、その旨を、直ちに理事長に報告する。	略称の変更
	2 所長は、前項の報告ののち、速やかに次の各号に掲げる事項を、明らかにした報告書を作成し理事長に報告する。	

	新旧対照表	別添	
改正前	改正後	備考	
(1) 事故の発生日時、場所	(1)事故の発生日時、場所		
(2) 状況及び発生に際して採った処置	(2) 状況及び発生に際して採った処置		
(3)原因 (4) 7.0%の分類などの関係	(3)原因 (4) 7.0%の対策及が開業		
(4) その後の対策及び処置 (5) その他、必要な事項	(4) その後の対策及び処置 (5) その他、必要な事項		
(3) ての他、必要な事項	(3) その他、必要な事項		
附 則(昭和63年10月25日 63達第4号)	附 則(昭和63年10月25日 63達第4号)		
(施行期日)	(施行期日)		
1 この規定は、昭和63年12月1日から施行する。	1 この規定は、昭和63年12月1日から施行する。		
(規定の廃止)	(規定の廃止)		
2 保障措置分析所核燃料物質使用施設保安規定(53達第5号)は、廃止する。	2 保障措置分析所核燃料物質使用施設保安規定(53達第5号)は、廃止する。		
(規定の廃止に伴う経過措置)	(規定の廃止に伴う経過措置)		
3 廃止前の保障措置分析所核燃料物質使用施設保安規定(53達第5号)の規定により現に中央安	3 廃止前の保障措置分析所核燃料物質使用施設保安規定(53達第5号)の規定により現に中央安		
全委員会、安全委員会、核燃料取扱主務者、施設運転管理者及び施設運転管理者代理に任命、委嘱、	全委員会、安全委員会、核燃料取扱主務者、施設運転管理者及び施設運転管理者代理に任命、委嘱、		
選任又は指名されている者は、それぞれ、この規定より中央安全委員会、安全委員会、核燃料取扱	選任又は指名されている者は、それぞれ、この規定より中央安全委員会、安全委員会、核燃料取扱		
主務者、施設運転管理者及び施設運転管理者代理に任命、委嘱又は指名されたものとみなす。	主務者、施設運転管理者及び施設運転管理者代理に任命、委嘱又は指名されたものとみなす。		
附 則(平成元年3月13日 63達第6号)	附 則 (平成元年3月13日 63達第6号)		
この規定は、平成元年4月1日から施行する。	この規定は、平成元年4月1日から施行する。		
附 則(平成元年10月27日 01達第4号)	附 則(平成元年10月27日 01達第4号)		
この規定は、平成元年10月26日から施行する。	この規定は、平成元年10月26日から施行する。		
附 則(平成2年3月15日 01達第7号)	附 則(平成2年3月15日 01達第7号)		
この規定は、平成2年5月22日から施行する。	この規定は、平成2年5月22日から施行する。		
附 則(平成7年11月9日 07達第1号)	附 則(平成7年11月9日 07達第1号)		
この規定は、平成7年11月9日から施行する。	この規定は、平成7年11月9日から施行する。		
附 則 (平成8年6月3日 08達第8号)	附 則(平成8年6月3日 08達第8号)		
この規定は、平成8年6月3日から施行する。	この規定は、平成8年6月3日から施行する。		
附 則 (平成10年6月8日 10達第1号)	附 則(平成10年6月8日 10達第1号)		
この規定は、平成10年6月8日から施行する。	この規定は、平成10年6月8日から施行する。		
附 則(平成11年12月10日 11達第9号)	附 則(平成11年12月10日 11達第9号)		
この規定は、平成11年12月10日から施行する。	この規定は、平成11年12月10日から施行する。		
附 則 (平成13年3月30日 12達第17号) この規定は、平成13年3月30日から施行する。	附 則 (平成13年3月30日 12達第17号) この規定は、平成13年3月30日から施行する。		
新分析棟に関する規定(第2条、第5条、第26条、第31条、第54条、別表第4(3)、別表	1/21 = 1		
第5 (3)、別表第6 (3)、別表第7 (3)、別表第9 (3)、別表第12、別表第15 (3)、別			
表第16、別表第17(3)、別表第18(3)、別表第20、別表第21、別図第2-3及び別図			
第3)の適用については、法第55条の2の規定による検査に合格した日から施行する。	第3)の適用については、法第55条の2の規定による検査に合格した日から施行する。		
附 則 (平成13年9月18日 13達第3号)	附 則 (平成13年9月18日 13達第3号)		
この規定は、平成13年9月18日から施行する。	この規定は、平成13年9月18日から施行する。		
附 則(平成15年4月1日 15達第1号)	附 則(平成15年4月1日 15達第1号)		
この規定は、平成15年4月1日から施行する。	この規定は、平成15年4月1日から施行する。		
附 則(平成15年9月1日 15達第4号)	附 則(平成15年9月1日 15達第4号)		
この規定は、平成15年9月1日から施行する。	この規定は、平成15年9月1日から施行する。		
附 則(平成16年4月26日 16達第1号)	附 則(平成16年4月26日 16達第1号)		
この規定は、平成16年4月26日から施行する。	この規定は、平成16年4月26日から施行する。		

	新旧対照表	別添
改正前	改正後	備考
附 則(平成17年4月5日 17達第1号) この規定は、平成17年4月5日から施行する。 附 則(平成19年3月30日 18達第14号) この規定は、平成19年4月1日から施行する。 附 則(平成20年5月20日 20達第3号) この規定は、平成20年5月21日から施行する。 附 則(平成22年10月1日 22達第2号) この規定は、平成22年10月1日 32達第1号) この規定は、平成23年10月1日 33達第8号) この規定は、平成23年10月1日から施行する。 附 則(平成23年10月1日から施行する。 附 則(平成24年3月30日 23達第11号) この規定は、平成24年4月1日から施行する。 附 則(平成25年12月17日 25蓮第4号) この規定は、平成24年9月10日から施行する。 附 則(平成25年12月17日 25蓮第4号) この規定は、平成26年2月1日から施行する。 附 則(平成26年11月13日 26達第5号) この規定は、平成26年11月13日 27達第8号) この規定は、平成28年3月31日 27達第8号) この規定は、平成28年4月1日から施行する。 附 則(平成28年3月31日 27達第8号) この規定は、平成28年4月1日から施行する。 附 則(平成28年3月31日 30達第2号) この規定は、平成30年7月2日から施行する。	附 則 (平成19年3月3日 17速第1号) この規定は、平成19年3月3日 18連第14号) この規定は、平成19年3月3日 1日から施行する。 附 則 (平成20年5月20日 20連第3号) この規定は、平成20年5月21日から施行する。 附 則 (平成22年10月1日から施行する。 附 則 (平成23年10月1日 22運第3号) この規定は、平成23年10月1日から施行する。 附 則 (平成23年10月1日 23運第8号) この規定は、平成23年10月1日から施行する。 附 則 (平成24年3月30日 23運第11号) この規定は、平成24年3月3日 23運第1号 この規定は、平成24年3月3日 26運第1号 この規定は、平成24年3月3日 26運第4号 この規定は、平成26年1月1日から施行する。 附 則 (平成26年1月1日から施行する。 附 則 (平成26年11月13日 26運第5号) この規定は、平成26年11月13日 26運第5号) この規定は、平成26年11月13日 26運第5号) この規定は、平成26年11月13日 26運第5号) この規定は、平成26年11月13日 26運第5号) この規定は、平成26年11月13日 26運第5号) この規定は、平成26年1月1から施行する。 附 則 (平成36年15月28日 30連第5号) この規定は、平成30年7月2日から施行する。 附 則 (平成36年17月2日から施行する。 附 則 (平成36年17月2日から施行する。 附 則 (平成36年17月2日から施行する。 附 則 (平成36年17月2日から施行する。	新規定の文書番号及び施行日を追記

改正的 別表第1 使用施設等 本体施設 本体施設 で施施設 の他(放射線管 設備以外の設備) 分析課長	等の区分(第2条) 放射線管理 4(1)に掲げる放射系		(1) 保障措 区 設	分		改正後 吏用施設等の区分(第2条) 放射線管理設備 別表第 14(1)に掲げる放射線測定機器	備考 所要の見直し(対象設 備の整理)
本体施設 『蔵施設 · <u>の他(放射線管</u> 別表第 1- 投備以外の設備)	放射線管理 4(1)に掲げる放射紀		設	分	棟 本体施設	放射線管理設備	
で蔵施設 ・の他(放射線管 股備以外の設備) 別表第 14	4(1)に掲げる放射約		設	分	本体施設		
で蔵施設 ・の他(放射線管 股備以外の設備) 別表第 14	4(1)に掲げる放射約		設	分	本体施設		
で蔵施設 ・の他(放射線管 股備以外の設備) 別表第 14	4(1)に掲げる放射約		設				
受備以外の設備)		線測定機器 		備	貯蔵施設	別表第 14(1)に掲げる放射線測定機器	
							(用 ⁽⁾)
分析課長				帯の			
	安全管理課長		保罗・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	安業を行	分析課長	安全管理課長	
				者			
			() ======				
東 <u>保安設備</u> 放射線管理設備 (4) NV Pt 20 (#			(2) 開発試			₩ 射焰 猝 珊乳 <i>(</i> 世	
							同上
(1) 消防設備 別表第 14(2)に掲げる放射線測定機器 (2) 通報連絡設備 安全管理課長					別表第 14(2)に掲げる放: 	射線測定機器	
						安全管理課長	
			(a) # /\ \text{ir /\ \text{ir }	J-4-			
		11. 6 66 KK -m =n. 144			本体施設	保安設備 放射線管理設備	
							同上
		る放射線測定機器					
	·廃棄設備 (2	2) 放射線監視盤	章马	借		(3) 液体廃棄設備 (2) 放射線監視盤 	
			ДХ	ин	(五) 以)成 //世 (文		
以外の設備)_				曲の			
					ハギュート	<i>↔</i> ∧ <i>///</i> / π = π = Ε	
分析課長	安全管理	課長			分析課長	女生官埋誅長	
			<u> </u>	者			
	内防設備 日報連絡設備 お連絡設備 安全 本体施設 保 マットセル、グロ (1) 非常 ブボックス等の (2) 気体	別表第 14(2)に掲げる放射。 安全管理課長 安全管理課長 安全管理課長 マットセル、グロ (1) 非常用電源設備 (1) ボックス等の (2) 気体廃棄設備 (3) 液体廃棄設備 (2)	別表第 14(2)に掲げる放射線測定機器 安全管理課長 安全管理課長 放射線管理設備 次りセル、グロ	保安設備 放射線管理設備 過防設備 別表第 14(2)に掲げる放射線測定機器 最連絡設備 安全管理課長 本体施設 保安設備 スットセル、グロ (1) 非常用電源設備 ブボックス等の (2) 気体廃棄設備 (2) 気体廃棄設備 (2) 放射線監視盤 予蔵施設 (2) 放射線監視盤 この他(保安設備 (2) 放射線監視盤 砂が放射線管理設以外の設備) 設備保2 分析課長 安全管理課長	保安設備 放射線管理設備 過防設備 別表第 14(2)に掲げる放射線測定機器 直報連絡設備 安全管理課長 本体施設 保安設備 エットセル、グロ (1) 非常用電源設備 ブボックス等の (2) 気体廃棄設備 (3) 液体廃棄設備 (2) 放射線監視盤 資施設 (3) 液体廃棄設備 (3) 液体廃棄設備 (2) 放射線監視盤 設備の保安設備 (3) 液体廃棄設備 (3) 液体廃棄設備 (3) 液体原棄設備 (4) と表します。 (3) 液体廃棄設備 (5) 放射線監視盤 設備の保安業	保安設備	保欠股備 自報連絡設備 放射線管理設備 別表第 14(2)に掲げる放射線測定機器 変全管理課長 安全管理課長 本体施設 スットセル、グロ ブボックス等の 施設 市蔵施設 -の他(保欠設備 (3) 液体廃棄設備 (3) 液体廃棄設備 (3) 液体廃棄設備 (2) 放射線監視盤 放射線管理設備 及射線管理設備 (3) 液体廃棄設備 (2) 放射線監視盤 分析課長 安全管理課長 Image: Application of the proof

注1) ○:対象 -:対象外

時

核燃料物質等の取扱

(臨界管理を含む)

非常時の措置

品質保証に関する事項

注2) 同一年度内に、同様の内容の項目を受講した者は、その項目を省略することができる。

8時間以上6時間以上8時間以上3時間以上

 \bigcirc

 \bigcirc

 \bigcirc

 \bigcirc

 \bigcirc

1回/年

1 回/年

1回/年及び

改正の都度

 \bigcirc

 \bigcirc

 \bigcirc

(2) 放射線業務従事者の指定教育 変更なし ※省略

別表第3~別表第8 変更なし ※省略

注1) ○:対象 一:対象外

関する事項

時

核燃料物質等の取扱

(臨界管理を含む)

非常時の措置

品質マネジメントシステムに

間

注2) 同一年度内に、同様の内容の項目を受講した者は、その項目を省略することができる。

8時間以上6時間以上8時間以上3時間以上

 \bigcirc

 \bigcirc

 \bigcirc

 \bigcirc

 \bigcirc

 \bigcirc

1回/年

1回/年

1回/年

 \bigcirc

 \bigcirc

 \bigcirc

(2) 放射線業務従事者の指定教育 変更なし ※省略

別表第3~別表第8 変更なし ※省略

法令改正(品質マネジ メントシステムに係る 事項の追加) による教 育項目の変更

	为日中有深处	刀! 你
改正前	改正後	備考
別表第8-2 管理区域の基準(第25条)	別表第8-2 管理区域の基準(第25条)	
区分基準	区分基準	
第1種 管理区域 空気中の放射性物質濃度又は表面汚染が線量告示第1条第1項第2号及 び第3号並びに第2項に定める管理区域に係る値を超え、又は超えるお それのある区域 密封された核燃料物質等を取り扱う区域で、外部被ばくに係る線量が線	第1種管理区域 (汚染のおそれの ある管理区域)	管理区域の区分欄に汚 染のおそれの有無に係 る記載を追加 記載の適正化(用語の
量告示第1条第1項第1号に定める管理区域に係る値を超え、又は超え るおそれのある区域	(汚染のおそれの ない管理区域)量が線量告示第 1 条第 1 項第 1 号に定める管理区域に係る値を超 え、又は超えるおそれのある区域	修正)
別表第9 表面密度の基準(第33、38条)	別表第9 表面密度の基準(第 <u>32</u> 、33、38条)	関連条項の追加
(1) 持出物品に係る表面密度	(1) 人の退出又は持出物品に係る表面密度	管理区域から退出する
アルファ線を放出する放射性物質 4×10 ⁻² Bq/cm ²	アルファ線を放出する放射性物質 4×10 ⁻² Bq/cm ²	者の表面密度の基準を追加
アルファ線を放出しない放射性物質 4×10 ⁻¹ Bq/cm ²	アルファ線を放出しない放射性物質 4×10 ⁻¹ Bq/cm ²	
(2) 管理区域に係る表面密度 変更なし ※省略	(2) 管理区域に係る表面密度 変更なし ※省略	
別表第9-2 放射線作業届作成の基準(第34条) 変更なし ※省略	別表第9-2 放射線作業届作成の基準(第34条) 変更なし ※省略	

備考

改正前 別表第10 管理区域内における線量当量率等の測定(第37条)

項目	測定場所	測定方法	頻 度
6 B W B L	遮蔽物側壁表面	エリアモニタ	放射線遮蔽物の側壁につ いて毎日作業中1回
線量当量率	エリアの代表点	, , ,	管理区域内について週 1 回
	管理区域の境界	サーベイメータ	管理区域周辺について月 1回
	エリアの代表点	スミヤ法 又は	第 1 種管理区域内につい て週 1 回
表面密度	管理区域の境界 (出入口)		第 2 種管理区域内につい て月 1 回
空気中の放射性	管理区域内の汚 染の可能性のあ る場所	室内ダストモニタ	第 1 種管理区域内につい て週 1 回
物質の濃度	管理区域の境界 (出入口)	<u>又は</u> エアスニファ	第 2 種管理区域内につい ては必要の都度

別表第11~別表第13 変更なし ※省略

別表第14 放射線測定機器(第40条)

- (1) 保障措置分析棟 変更なし ※省略
- (2) 開発試験棟

放射線測定機器	測定線種	数	量	測定項目
サーベイメータ	$\frac{\alpha , \beta \gamma ,}{\gamma}$	1	式	線量当量率 <u>並びに表面密度</u>

別表第10 管理区域内における線量当量率等の測定(第37条)

改正後

項目	測定場所	測定方法	頻 度	
	遮蔽物側壁表面	エリアモニタ	放射線遮蔽物の側壁につ いて毎日作業中1回	
線量当量率	エリアの代表点	又は サーベイメータ	管理区域内について週 1 回	
	管理区域の境界	サーベイメータ	管理区域周辺について月 1回	
	エリアの代表点	スミヤ法	第 1 種管理区域内につい て週 1 回	
表面密度	管理区域の境界 (出入口)	又は ダイレクト法	第 2 種管理区域内につい て月 1 回	
空気中の放射性	管理区域内の汚 染の可能性のあ る場所		第 1 種管理区域内につい て週 1 回	
物質の濃度	管理区域の境界 (出入口)	<u>タ若しくは</u> エアスニ ファ	第 2 種管理区域内につい ては必要の都度	

別表第11~別表第13 変更なし ※省略

別表第14 放射線測定機器(第40条)

- (1) 保障措置分析棟 変更なし ※省略
- (2) 開発試験棟

放射線測定機器	測定線種	数量	測定項目
サーベイメータ	γ	1 式	線量当量率

所要の見直し(汚染のおそれのない管理区域に配備する放射線測定機器の整理に伴い表面密度の記載を削除)

所要の見直し(放射線

管理設備の追加)

	改正前			改正後				
新分析棟				(3) 新分析棟				
放射線測定機器	測定線種	数量	測定項目	放射線測定機器	測定線種	数量	測定項目	
エリアモニタ	γ	1 台	管理区域内のγ線の線量 当量率	エリアモニタ	γ	1 台	管理区域内のγ線の線量 当量率	
スタックダストモニタ	β α/β	1 台	排気中の放射性じんあい の濃度	スタックダストモニタ	α / β	1 台	排気中の放射性じんあい の濃度	
室内ダストモニタ	α / β	5 台		室内ダストモニタ	α / β	5 台		
ローカルダストサン リング装置	プ	1 台 吸収端 34 箇所以_	管理区域内の空気中の放射性じんあいの濃度 ト	<u>移動型ダストモニタ</u>	_ <u>α / β</u>	1 台	管理区域内の空気中の放射性じんあいの濃度	所要の見直し(放射 管理上必要となるが 線測定機器を追加)
ハンドフットモニタ	α/β	1 台	管理区域外へ退出する者 の手足、衣服等の表面密	ローカルダストサンフ リング装置	r	1 台 吸収端 34 箇所以」		
サーベイメータ	α, βγ,	1 式	度線量当量率並びに表面密	ハンドフットモニタ	α / β	1 台	管理区域外へ退出する者 の手足、衣服等の表面密 度	
	γ		度	サーベイメータ	α,βγ,	1 式	線量当量率並びに表面密度	
				α / β 自動測定装置	α/β	1 台	表面密度、管理区域内の 空気中及び排気中の放射 性じんあいの濃度	同上
別表第 14- <u>1</u> 放)保障措置分析棟 対 象 様		器の施設定期自主	検査項目(第 40 条)検査項目	別表第 14- <mark>2</mark> 放射 (1) 保障措置分析棟 対 象 機		器の施設定期自主	検査項目(第 40 条) 	記載の適正化(表 の修正) 所要の見直し(検
		始		サーベイメータ	110	◇白 ♪	原校正	項目欄の記載方法の
サーベイメータ		//2K	/尔·(又 止. <u>1尺 且.</u>			मिन्नर १	床(文 IC	理)
				1 (2) 開発試験棟				
サーベイメータ) 開発試験棟 対 象	機 器		<u>検 査</u> 項 目	(2) 開発試験棟 対 象 機	卷 器		項目	同上

新分析棟 対 象 枝 ニリアモニタ、スタッ 国内ダストモニタ、移 コーカルダストサンフ ハンドフットモニタ、 サーベイメータは除く	幾 器 ・クダストモ 動型ダスト [°] リング装置	モニタ 線源校正 <u>検査</u> 警報作動試験 流量率確認 <u>検査</u> 線源校正檢查	至口	リアモニタ、フ 内ダストモニタ	象 機 器 スタックダスト・ タ、移動型ダスト ナンプリング装	・モニタ	項 目 指示精度 線源校正 警報作動	備考 所要の見直し(検査 項目欄の記載方法の 理)
対象 を ニリアモニタ、スタッ 国内ダストモニタ、移 コーカルダストサンフ ハンドフットモニタ、	カダストモ動型ダスト	ニタ 指示精度検査 線源校正検査 線源校正検査 警報作動試験 流量率確認検査 線源校正検査	至口	対 9 リアモニタ、フ 内ダストモニタ	スタックダストタ、移動型ダスト	・モニタ	指示精度 線源校正 警報作動	項目欄の記載方法の
ニリアモニタ、スタッ E内ダストモニタ、移 コーカルダストサンフ ハンドフットモニタ、	カダストモ動型ダスト	ニタ 指示精度検査 線源校正検査 線源校正検査 警報作動試験 流量率確認検査 線源校正検査	室口、	リアモニタ、フ 内ダストモニタ	スタックダストタ、移動型ダスト	・モニタ	指示精度 線源校正 警報作動	項目欄の記載方法の
室内ダストモニタ、移ローカルダストサンフハンドフットモニタ、	動型ダスト	### ### ### ### ### ### #### #### ###	室口、	内ダストモニタ	タ、移動型ダスト	・モニタ	線源校正 警報作動	
、ンドフットモニタ、		線源校正 检 查		ーカルダストサ	ナンプリング装	置	No El de el de	
·	サーベイメ					_	流量率確認	
リーバイグータは除く		警報作動 <u>試験</u> *	<u>\alpha 1</u>	/β自動測定装			線源校正 警報作動*	所要の見直し(検3 象機器の追加)
			* 9	ー・ヘイ メータ <u>及いで</u>	<u>α/β自動測定装置</u> は№	ホヽ		
第15 変更なし ※省略			別表第	315 変更なし ※	省略			
	別表第16 巡	<mark>視点検</mark> (第41条)			別表第16 💆	<u>∞視・点検</u> (第	41条)	所要の見直し(表 記載方法の整理)
保障措置分析棟			(1) 保	:障措置分析棟				心戦力仏》是程 /
区分	設備	<u>点 検</u> 項 目		区分	設備		項目	所要の見直し(点れ項目欄の記載方法の
貯蔵施設	貯蔵庫	施錠されていること		貯蔵施設	貯蔵庫	施錠されて	いること	理)
固体廃棄施設 (保管室 1)~(4)	目視により破損、転倒等の異常の無いこと		固体廃棄施設	保管室 (1) ~ (4)	目視により	破損、転倒等の異常の無いこと	
開発試験棟			(2) 開	発試験棟				
区分	設 備	<u>点 検</u> 項 目		区分	設備		項目	同上
国体及垂旋型	乗物保管室 1)~(6)	目視により破損、転倒等の異常の無いこと		固体廃棄施設	廃棄物保管室 (1) ~ (6)	目視により	破損、転倒等の異常の無いこと	

区分 設備 返售 区目 木/作版数 カントセル グローブボックス 大体新数 東京が工作に総持されていること 水体新数 東京が上海、 が成計でいること 大体新数 東京が、計画等が 正常であること 大体新数 大体系数数 大体系列、系统时期内的数数数 大体系列、表示灯、系数 大体系列、表示灯、系数 大体系列、表示灯、系数 大体系列、表示灯、系数 大体系列、表示灯、系数 大体系列、表示灯、系数 大体系列、表示灯、系数 大体系列、表示灯、系列、表示灯、系列、系数 大体系列、表示灯、系数 大体系列、表示灯、系列、系列、系列、系列、系列、系列、系列、系列、系列、系列、系列、系列、系列、		Ţ	收正前		改正後						
区 分	斤分析棟			(3) 新	(3) 新分析棟						
本外を設	区 分	設 備	<u>点 検</u> 項 目		区 分	設備	項目	所要の見直し(点 項目欄の記載方法			
安本灯、計器、機器温度、ベルト、油量等が 上常であること 安本灯、計器、機器温度、ベルト、油量等が 上常であること 安本灯、計器、機器温度、ベルト、油量等が 上常であること 宋位計の指示、表示灯、廃薬貯槽等が正常 であること 東常用電源設備 表示灯、計器が正常であること 東京加速を分析域 区 分 設 備 項 日 野政施設 野政庫 日本	本体施設		負圧が正常に維持されていること		本体施設	· ·	負圧が正常に維持されていること	理)			
一次作業業政権 正常であること 一次作業業政権 正常であること 一次作業業政権 正常であること 一次作業業政権 一工業であること 一次作業業政権 一工業であること 一次であること 一次では、		試料貯蔵室	施錠されていること			試料貯蔵室	施錠されていること				
探安政権 液体廃棄設備 液体廃棄設備 であること 非常用電源設備 表示灯、計器が正常であること 非常用電源設備 表示灯、計器が正常であること 非常用電源設備 表示灯、計器が正常であること 非常用電源設備 表示灯、計器が正常であること 別表第17 巡視・点検 (休日) (第41条)		気体廃棄設備				気体廃棄設備					
別表第17 <u>巡視点検</u> (休日) (第41条) 別表第17 <u>巡視点検</u> (休日) (第41条) 1) 保障措置分析棟 区 分	保安設備	液体廃棄設備			保安設備	液体廃棄設備					
1) 保障措置分析棟 (1) 保障措置分析棟 区分 設備 項目 貯蔵施設 貯蔵庫 固体廃棄施設 保管室 (1) ~ (4) (1) 保障措置分析棟 保障室 (2) 開発試験棟 (2) 開発試験棟 (2) 開発試験棟 区分 設備 (2) 開発試験棟 区分 (3) 開発試験棟 区分 (4) 原産物保管室 (1) 不 (4) 原産物保管室 (1) 不 (4)		非常用電源設備	表示灯、計器が正常であること			非常用電源設備	表示灯、計器が正常であること				
貯蔵施設 貯蔵庫 保管室 (1) ~ (4) 保障性置分析棟の玄関扉及び非常 扉が施錠されていること 図 開発試験棟 (2) 開発試験棟 区 分 設 備 原 所要の と 関係対象 は の 女関原及び非常 扉が施錠されていること (2) 開発試験棟 (3) 開発試験棟 (4) 区 分 設 備 項 目 (5) 原産物保管室 関係対象 は の 女関原及び非常 扉が 施錠されていること (6) 原産物保管室 関係対象 は 原産 が 保管 原が 原産物保管室 関係対象 は 原産 が 保管 原が 原産物保管室 関係対象 は 原産 が 保管 原が 原産 物保管室 関係対象 は 原産 が 保管 原が 原産 物保管室 関係対象 は 原産 が 保管 原が 原産 物保管室 関係対象 は 原産 が よ に 原産 が 保管 原が よ に 原産 か 保管 原が 保管 原が よ に 原産 か 保管 原産 が よ に 原産 か 保管 原産 か よ に 原産 か 保管 原産 か 保管 原産 の ま に 原産 か よ に 原産 か 保管 原産 の ま に 原産 か 保管 原産 か よ に 原産 か 保管 原産 の ま に 原産 か 保管 原産 か よ に 原産 か よ に 原産 か よ に 原産 か 保管 原産 の ま に 原産 か よ に		設備	<u>点 検</u> 項 目			設備	項目				
貯蔵施設 貯蔵庫 保管室 (1) ~ (4) 保障性置分析棟の玄関扉及び非常 扉が施錠されていること 2) 開発試験棟 (2) 開発試験棟 区分 設備 項目 座棄物保管室 (1) ~ (4) 原発物保管室 (1) ~ (4)	区分	設備	<u>点 検</u> 項 目		区分	設備	項目	項目欄の記載方法理)			
固体廃棄施設 保管室 (1) ~ (4) 扉が施錠されていること 2) 開発試験棟 (2) 開発試験棟 区分 設備 点検項目 区分 設備 項目 座棄物保管室 開発試験棟の支関屋及び非常屋が	貯蔵施設	貯蔵庫	保障措置分析棟の玄関扉及び非常		貯蔵施設	貯蔵庫	- 保障措置分析棟の玄関扉及び非常 - 保障措置分析棟の玄関扉及び非常	_,			
区分 設備 点検項目 区分 設備 項目 廃棄物保管室 開発試験棟の支関屋及び非常屋が	固体廃棄施設			匠	体廃棄施設						
区 分	開発試験棟			(2)	開発試験棟						
	区分	設 備			区分	設 備	項 目	所要の見直し(同			
固体廃棄施設 $(1) \sim (6)$ 施錠されていること $(1) \sim (6)$ 施錠されていること	固体廃棄施設	廃棄物保管室 (1) ~ (6)	開発試験棟の玄関扉及び非常扉が 施錠されていること	固]体廃棄施設	廃棄物保管室 (1) ~ (6)	開発試験棟の玄関扉及び非常扉が 施錠されていること				

本体施設	設 備 ットセル ローブボックス 試料貯蔵室	点検 項目 監視装置に警報がでていないこと		3)新分析。				要の見直し(点検項目欄の記載方法の整
ホ 本体施設	ットセルローブボックス	監視装置に警報がでていないこと		区分			項	目欄の記載方法の整
本体施設	ローブボックス				ホットセル		押	
	建料的杂字	サンドキャナ田コベルサランナゲ			グローブオ		7	.)
 	八代則歐主	新分析棟の玄関及び非常扉が施錠 されていること		本体施	試料貯蔵	新分析棟の玄関及び非常扉が施錠 されていること		
保安設備 液	(体廃棄設備 (体廃棄設備 常用電源設備	監視装置に警報がでていないこと		保安設	気体廃棄 対備 液体廃棄 非常用電源	設備 監視装置に警報がでていないこと		
	518 施設定期自	主検査(第42条)	(1)	新分析棟		設定期自主検査(第42条)		
新分析棟 区 分 設 備 ▷	設 備 区 分 <u>検 査</u> 項 目			区分設備区分項目				所要の見直し(検査項 項目欄の記載方法の整
ホットセル 体体施設 グローブボッ フード	クス 警報装 スのみ	外観 <u>検査</u> 警報装置作動 <u>試験</u> (ホットセル及びグローブボックスのみ) 風速 <mark>試験</mark> (フードのみ)		本体施設	ホットセル グローブボックス フード	外観 警報装置作動(ホットセル及びグローブボックフ み) 風速(フードのみ)		理)
気体廃棄設備	外観 <u>検査</u> 燃器の作動 <mark>試験</mark> フィルタの捕集効率 <u>測定</u>				気体廃棄設備	外観 機器の作動 フィルタの捕集効率		
液体廃棄設備	外観 <u>検</u> 機器の	<u>查</u> 作動 <u>試験</u>		保安設備	液体廃棄設備	外観 機器の作動		
電源設備	外観 <u>検</u> 絶縁抵				非常用電源設備	外観 機能		要の見直し(保安認 の記載を保安上特に
非常用電源設	外観 <u>検</u> 機能 <u>検</u>				電源設備	外観 絶縁抵抗	カュ	理を必要とする設備 ら順に記載すること 変更)

				新旧対照表	別添				
	改正前				備考				
別表第23 核燃料物質	の使用等に関す	る記録(第71条	₹)	別表第	法令改正に伴う記録事 項等の変更(使用規則				
(1) 核燃料物質の使用等に関する規則第2条の	11に定める記録			(1) <u>使用規則</u> 第2条の11に定	第2条の11)及び所要				
記録事項 記録すべき場合	記録責任者	保存責任者	保存期間	記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存責任者	保存期間	の見直し(法令名称の 略称化、罫線の追加)
1. 施設検査の記録 <u>法第55条の2第1項の規</u> 定による検査の結果	分析課長	分析課長	同一事項に関 する次の <u>検査</u> のときまでの	1. 使用施設等の施設管理 記録 (イ) 使用前確認の結果	<u>確認</u> の都度	<u>各課長</u>	<u>各課長</u>	同一事項に関する次の確認	※以下、同じ
			期間	(ロ)施設管理の実施状況 及びその担当者の氏名		<u>各課長</u>	<u>各課長</u>	のときまでの期間施設管理を実施した使用施設等を解体又	
				() +t-=n,/** ru +- \(\) +t-=n	57 /rr 0 40 rts	夕 部 巨	欠≒Ⅲ巨	は廃棄した後 5年が経過す るまでの期間	
				(ハ)施設管理方針、施設 管理目標及び施設管理 実施計画の評価の結果 及びその評価の担当者		<u>各課長</u>	<u>各課長</u>	評価を実施し た施設管理方 針、施設管理 の目標又は施	
				<u>の氏名</u>				設管理実施計 画の改定まで の期間	
2. 放射線管理記録 (イ)使用施設等の放射線 毎日作業中1回 遮蔽物の側壁における線 量当量率	安全管理課長	安全管理課長	5 年間	2. 放射線管理記録 (イ) 使用施設等の放射線 遮蔽物の側壁における 線量当量率		安全管理課長	安全管理課長	5 年間	
(ロ)放射性廃棄物の排気 ロ又は排気監視設備及び 携水口又は排水監視設備 フは排水である場	気			(ロ)放射性廃棄物の排気 ロ又は排気監視設備及 び排水口又は排水監視 設備における放射性物	度(連続して排気 又は排水する場合				
における放射性物質の濃 は連続して) 度 (ハ) 管理区域及び周辺監 毎週1回				質の濃度 (ハ)管理区域及び周辺監 視区域における線量当 量率((イ)に規定する					
(イ) 自姓区域及び周辺監 毎週1回 視区域における線量当量 率((イ) に規定する場合 のものを除く。) 並びに管				単学 ((イ) に規定する 場合のものを除く。) 並 びに管理区域における 空気中の放射性物質の					
理区域における空気中の 放射性物質の 1 週間につ いての平均濃度及び放射				1 週間についての平均 濃度及び放射性物質に よって汚染された表面					
性物質によって汚染され				の放射性物質の密度					

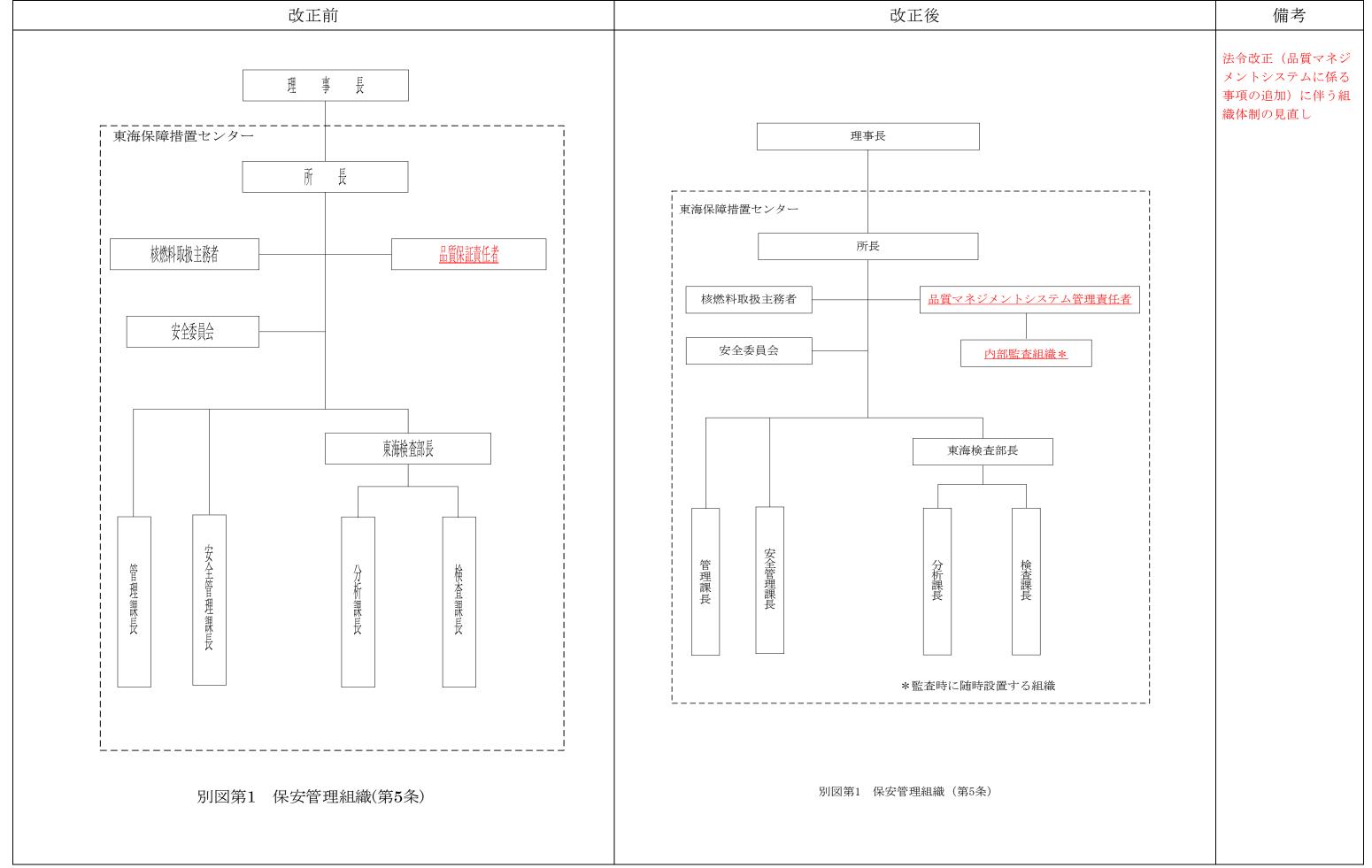
た表面の放射性物質の密

改正前	改正後					
(二)放射線業務従事者の4 1年間の線量にあ 安全管理課長 安全管理課	長 核燃料物質の	(二)放射線業務従事者の4 1年間の線量にあ 安全管理課長 安全管理課長 使用規則第 2				
月1日を始期とする1年 っては毎年度1回、	使用等に関す	月 1 日を始期とする 1 っては毎年度1回、 条の 11 第 5 項				
間の線量、女子(妊娠不 3月間の線量にあ	<u>る規則</u> 第 2 条	年間の線量、女子(妊 3月間の線量にあ に定める期間				
能と診断された者及び妊っては3月ごとに1	の11第5項に	版不能と診断された者 っては3月ごとに1 c c c c c c c c c c c c c c c c c c c				
振の意図のない旨を使用 回、1月間の線量に	定める期間	及び妊娠の意図のない 回、1月間の線量に				
者に書面で申し出た者を あっては1月ごと		旨を使用者に書面で申 あっては1月ごと				
除く。)の放射線業務従事 に1回		し出た者を除く。)の放 に1回				
者の4月1日、7月1日、		射線業務従事者の 4 月				
10月1日及び1月1日を		1 日、7 月 1 日、10 月 1				
始期とする各 3 月間の線		日及び1月1日を始期				
量並びに本人の申し出等		とする各 3 月間の線量				
により使用者が妊娠の事		並びに本人の申し出等				
実を知ることとなった女		により使用者が妊娠の				
子の放射線業務従事者に		事実を知ることとなっ				
あっては出産までの間毎		た女子の放射線業務従				
月1日を始期とする1月		事者にあっては出産ま				
間の線量		での間毎月1日を始期				
		とする1月間の線量 ※ 完本化した際に頁				
(1) <u>核燃料物質の使用等に関する規則</u> 第2条の11に定める記録(つづき)		(1) <u>使用規則</u> 第2条の11に定める記録(つづき) 事に表題を追加する。				
記録事項 記録すべき場合 記録責任者 保存責任者		記録事項 記録すべき場合 記録責任者 保存責任者 保存期間				
(ホ)4月1日を始期とす 原子力規制委員会 安全管理課長 安全管理課		(ホ) 4月1日を始期とす 原子力規制委員会 安全管理課長 安全管理課長 使用規則第 2				
る1年間の線量が20ミが定める5年間に	使用等に関す	る1年間の線量が20 が定める5年間に 条の11第5項				
リシーベルトを超えたおいて毎年度1回	<u>る規則</u> 第 2 条	ミリシーベルトを超 おいて毎年度1回 に定める期間 に定める期間				
放射線業務従事者の当(左欄に掲げる当	の11第5項に	えた放射線業務従事(左欄に掲げる当				
該1年間を含む原子力規 該1年間以降に限	定める期間	者の当該1年間を含む 該1年間以降に限				
制委員会が定める5年間る。)		原子力規制委員会がる。)				
の線量		定める5年間の線量				
		(へ)放射線業務従事者が その都度				
(ヘ) 放射線乗務促争有が ての郁度		緊急作業に従事した期				
系ぶ作業に促事した期間		間の始期及び終期並び				
		に放射線業務従事者の				
別級未務促争有の自成例		当該期間の線量				
		(ト)放射線業務従事者が その者が当該業務				
当該業務に就く日の属 に就く時		当該業務に就く日のに就く時				
		属する年度における				
日以前の放射線被ばく		当該日以前の放射線				
の経歴及び原子力規制		被ばくの経歴及び原				
		子力規制委員会が定				
安貞云が足める 5 中间		める 5 年間における				
年度までの放射線被ば		当該年度の前年度ま				
くの経歴		での放射線被ばくの				

別 添

改正前						備考				
(チ)工場又は事業所の外 において運搬した核燃料 物質等の種類別の数量、 その運搬に使用した容器 の種類並びにその運搬の 日時及び経路	分析課長	分析課長	1 年間		(チ)工場又は事業所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路	運搬の都度	分析課長	分析課長	1年間	
(リ)廃棄施設に廃棄した 放射性廃棄物に含まれる 放射性物質の数量、当該 放射性廃棄物を容器に封 入し、又は容器に固型化 した場合には、当該容器 の数量及び廃棄の日時、 場所及び方法 (ヌ)放射性廃棄物を容器 に封入し、又は容器に固 型化した場合にはその方 法	に定める記録(つ		核燃料物質の 使用等に関す る規則第2条の11第7項に 定める期間		(リ)廃棄施設に廃棄した 放射性廃棄物に含まれ る放射性物質の数量、 当該放射性廃棄物を容 器に封入し、又は容器 に固型化した場合に は、当該容器の数量及 び廃棄の日時、場所及 び方法 (ヌ)放射性廃棄物を容器 に封入し、又は容器に 固型化した場合にはそ の方法	封入又は固型化の 都度	分析課長	分析課長	<u>使用規則</u> 第 2 条の 11 第 7 項 に定める期間	※ 完本化した際に頁
記録事項 記録すべき場合 3. 保守記録 (イ)使用施設等の巡視及 び点検の状況並びにそ の担当者の氏名 (ロ)使用施設等の修理の 状況及びその担当者の 氏名 (ハ)使用施設等の定期的 な自主検査の結果	記録責任者	安全管理課長	同一事項に関		【削除】	記録すべき場合	記録責任者	保存責任者	保存期間	事に表題を追加する。 法令改正に伴う保守記 録の廃止のため、以降 の番号を繰り上げ
4. 警報装置から発せられた核燃料物質使用変警報の内容更許可申請書に記載の警報装置の警報吹鳴の都度*1	安全管理課長	分析課長又は 安全管理課長	1年間			核燃料物質使用変 更許可申請書に記 載の警報装置の警 報吹鳴の都度*1	安全管理課長	分析課長又は 安全管理課長	1年間	
5. 使用施設等の事故記録 (イ)事故の発生及び復旧のとき (ロ)事故の状況及び事故に際して採った処置 (ハ)事故の原因	安全管理課長	安全管理課長	核燃料物質の 使用等に関す る規則第2条 の11第7項に 定める期間		4. 使用施設等の事故記録 (イ)事故の発生及び復旧 のとき(ロ)事故の状況及び事故 に際して採った処置(ハ)事故の原因	その都度	安全管理課長	安全管理課長	使用規則 第2 条の11第7項 に定める期間	

						新旧対照表						別添
	改				備考							
(二) 事故後の措置						(二) 事故後の措置						
<u>6</u> . 保安教育の記録						<u>5</u> . 保安教育の記録						
(イ) 保安教育の実施計画	策定の都度	安全管理課長	安全管理課長	3年間		(イ) 保安教育の実施計画	策定の都度	安全管理課長	安全管理課長	3年間		
(ロ)保安教育の実施日時、	実施の都度					(ロ)保安教育の実施日時、	実施の都度					
項目						項目						
(ハ) 保安教育を受けた者	実施の都度					(ハ) 保安教育を受けた者	実施の都度					
の氏名						の氏名						 法令改正に伴う記録事
7. 品質保証計画	策定及び改定の都度	品質保証責任者	品質保証責任者			6. 品質管理基準規則第 4		品質マネジメ	品質マネジメ	当該文書又は		項等の変更
				3年間		条第3項に規定する品質		ントシステム	ントシステム	記録の作成又		· 景寺 40 友文
						マネジメント文書及び品	<u>都度</u>	管理責任者	管理責任者	は変更後3年		
						<u>質マネジメントシステム</u> に従つた計画、実施、評				<u>が経過するま</u> での期間		
						<u>に促りた計画、美施、許</u> <u>価及び改善状況の記録</u>				での期间		
						(他の号に掲げるものを						
*1 検査、点検、保守工事、記	川練及び設備の起動	・ ・停止に伴う警報	で異常でないこ	上が明らかなもの	I と除く	 * 1 検査、点検、保守工事、記	 練及び設備の起動	・ ・停止に伴う警報	で異常でないこと	 とが明らかなものる	を除く	
	, in the constant of the const	1, —, 11, 11, 11, 11, 11, 11, 11, 11, 11			2 // 4 · (The last of the la	1, —, 11, 11, 11, 11, 11, 11, 11, 11, 11		2 ,, 2 0.0 . 0	2 // 4 · (
(2) 核燃料物質の使用等に関	員する規則第2条の1 2	2に定める記録				【削除】						 法令改正により、当該
記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存責任者	保存期間								記録に係る記載が削除
使用施設等に係る保安(保	実施の都度	安全管理課長	安全管理課長	次の改定の後								されたことから、当該
安規定の遵守状況を含む)				3年間								記録に係る表を削除
に関する記録												



別 添

